

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	企画広報課	評 価
小項目	(1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進	ページ	100	4

1 事業の概要

市の「広報田辺」や社協の「福祉日和」、その他福祉制度を解説した情報誌などをよりわかりやすいものにして、広く周知します。

2 取組及びその成果

取組	市の「広報紙」については、固くなりがちな表現を誰にでも分かりやすく情報が伝わるよう、文字だけでなく絵や図を活用するなどの配慮をしてを情報発信した。 また、広報田辺9月号で民生委員、11月号で認知症の特集を組み、共感と行動変容を促す内容とした。
成果	以前と比べて広報紙が見やすくなったとの声を市民から頂いた。

3 課題及び今後の方針

課題	文字を読むのが困難な方に届けている「声の広報」では、広報紙への掲載記事を読み上げるにとどまっており、同音異義語などを耳で聴いて分かりやすい表現に変える工夫が必要。
今後の方針	誰にとっても分かりやすい、「伝わる」表現を目指して広報紙の編集を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進	ページ	100	4

1 事業の概要

市の「広報田辺」や社協の「福祉日和」、その他福祉制度を解説した情報誌などをよりわかりやすいものにして、広く周知します。

2 取組及びその成果

取組	●社会福祉協議会の広報紙「福祉日和」では、曾祖父母とひ孫の家族写真「ひまごといっしょ」や、参画（さんかく）は縁（えん）のコーナーでは居場所の情報提供として「地域の集いの場」を毎号連載した。 ●福祉・介護の求人情報や、福祉用具・育児用品のリサイクル情報なども掲載した。
成果	●地域住民が読みやすく関心の持てる内容を発信できた。 ●リサイクル情報の提供はSDG s の取組に役立つことができた。

3 課題及び今後の方針

課題	情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心掛けているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。
今後の方針	引き続き、「福祉日和」を分かりやすく、読みやすく関心の持てる内容を提供していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	企画広報課	評 価
小項目	(2) ホームページ等での福祉情報の提供	ページ	100	3

1 事業の概要

市や社協のホームページのほか、SNSや報道機関などを通じて生活や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

2 取組及びその成果

取組	●広報紙では伝えきれない情報をホームページに掲載し、詳細な情報は市のホームページから取得してもらった。また、SNSでの配信や報道機関への情報提供など、幅広い手段で情報を発信した。 ●ラジオ広報では、文字の広報紙の内容を、耳で聴いて分かりやすい表現に変えるなどの配慮した。
成果	幅広い手段で、市民が市の情報に触れる機会を増やし、文字・音声それぞれの特性を考慮して分かりやすく伝えることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	●広報紙からホームページへ、SNSからホームページへの誘導を更に強化する必要がある。 ●ホームページのウェブアクセシビリティの確保が十分でないため、誰でも使いやすいページの構成、操作方法にする必要がある。
今後の方針	●ホームページのウェブアクセシビリティを確保するため、掲載内容の見直しや、誰もが使いやすいようになるようにホームページをリニューアルする。 ●必要な情報を探してもらうのではなく、その人に合った情報をプッシュ通知できるよう、LINEでの情報発信をシステムから見直す。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(2) ホームページ等での福祉情報の提供	ページ	100	4

1 事業の概要

市や社協のホームページのほか、SNSや報道機関などを通じて生活や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

2 取組及びその成果

取組	社協では、ホームページ、SNSを通じて福祉・育児用品のリサイクル情報や各種事業の情報を提供した。
成果	●福祉・育児用品のリサイクル情報を通じて“譲りたい・譲ってほしい”の循環が円滑に行われた。（人から人へ、必要な方に活用された。） ●SDG s の取組に役立つことができた。 ●各種講座やボランティアに関する情報提供が円滑に行われているため、講座の開催やボランティアの提供ができた。

3 課題及び今後の方針

課題	生活や福祉（健康に関する情報）の入手方法として、社協の広報誌「福祉日和」を利用している割合は、一般市民は低く（19.2%）、福祉関係等活動者（44.2%）が多い。
今後の方針	一般市民に関心のある生活や福祉（健康に関する情報）の情報を提供していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(3) 住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の支援	ページ	100	4

1 事業の概要

住民が「住民の目線」で生活や福祉に関する情報を発信していけるように、情報誌の発行などの取組を支援します。

2 取組及びその成果

取組	日常生活圏域におけるコミュニティづくりの推進と活動支援として、見守り・声かけ支援、地域の交流支援からふれあいいきいきサロン活動等の支援、子育て世代の交流支援、地域性を重視した支援等、たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」活動を実施する中で、様々なコミュニケーションツールを活用し、住民間の密接な関係の構築に努めている。
成果	住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の取組を支援した。

3 課題及び今後の方針

課題	情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心掛けているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。
今後の方針	引き続き、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとに住民の皆さん向けにわかりやすさを心掛け、情報提供を行っていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(4) 小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化の推進	ページ	100	4

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動などを通じて、住民間の親密な関係の構築に努め、「口コミ」による情報の共有化を支援します。

2 取組及びその成果

取組	日常生活圏域におけるコミュニティづくりの推進と活動支援として、見守り・声かけ支援、地域の交流支援からふれあいいきいきサロン活動等の支援、子育て世代の交流支援、地域性を重視した支援等、たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」活動を実施する中で、様々なコミュニケーションツールを活用し、住民間の密接な関係の構築に努めている。
成果	様々な「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動などを通じて、住民間の密接な関係を構築していく中で、新たな小地域福祉活動に展開している。

3 課題及び今後の方針

課題	様々な「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動等を通じて、住民間の密接な関係を構築していく中で、新たな小地域福祉活動に展開していくものがあれば、高齢化やボランティアの減少等に徐々に減っていく事業もある。
今後の方針	引き続き、様々なコミュニケーションツールを活用し、「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動を実施し、住民間の密接な関係を構築していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(5) ミニ懇談会の推進	ページ	100	4

1 事業の概要

住民同士が気軽に話し合ったり、情報を交換したりできる場として、地区の集まりやサロン活動など、今日の社会生活に適した「ミニ懇談会」が持てるように取り組みます。

2 取組及びその成果

取組	介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換を行った。
成果	住民の集まる機会を活用した情報交換ができた。

3 課題及び今後の方針

課題	情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。
今後の方針	高齢になれば、広報誌やテレビ、ラジオ、インターネットなどの媒体よりも、直接的に人を介して情報を入手することが求められるため、あんしんネットワーク活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会と場が持てるよう引き続き支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	福祉課	評 価
小項目	(1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の推進	ページ	101	3

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」における「ふれあい声かけ活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」への参加などを通じて、地域生活課題の発見を推進します。

2 取組及びその成果

取組	令和6年度中に、「たなべあんしんネットワーク」の活動に必要な物品を社協へ提供し、活動を後押しする予定である。
成果	令和7年3月に使い捨て携帯トイレを提供する。

3 課題及び今後の方針

課題	「たなべあんしんネットワーク」活動を広く認知してもらうためにも、継続して取り組む必要がある。
今後の方針	必要かつ効果的な物品を、社協とともに選定した上で提供し、「たなべあんしんネットワーク」活動を支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の推進	ページ	101	4

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」における「ふれあい声かけ活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」への参加などを通じて、地域生活課題の発見を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●住民による小地域福祉活動は、要援護者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいいきいきサロン活動等、継続して取り組んだ。 ●要援護者の見守り支援、見守り運動・緊急連絡カード等の配布・ふれあい型配食サービス事業・愛の日事業・ボランティア温泉宅配事業・手作り味噌等の配布・年末見守り安心支援サービス（年末の見守り訪問） ●通学路の声かけ・ふれあいいきいきサロン活動
成果	地域性を重視した独自の見守り運動やサロン活動等が行われ、地域生活課題を発見していく取組が実施された。

3 課題及び今後の方針

課題	●未だコロナやインフルエンザ等の感染症を理由にサロン活動が開催しないところがあり、新しい生活様式によるサロン活動の再開に向けた今後の取組が課題となっている。 ●ボランティア・福祉委員等活動の担い手の高齢化が進んでおり、ボランティア等の人材が減っているため、サロン活動が継続しにくいといった課題がある。 ●サロン活動を引っ張っていくリーダーがいない。
今後の方針	引き続き、住民による小地域福祉活動による要援護者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいいきいきサロン活動等を支援し、地域生活課題の発見に向けた取組を推進していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	子育て推進課	評 価
小項目	(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進	ページ	101	4

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関等が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として田辺市児童問題対策地域協議会（以下「協議会」）を設置しており、当協議会は、以下の三層構造となっている。 - 代表者会議→各団体・機関の代表者で構成され、要保護児童の支援システム全体の検討や協議会の活動状況の報告と評価を行う。 - 実務者会議→実際に活動する実務者で構成され、要保護児童に対する個別ケース支援の進行管理や評価を行う。 - 個別ケース検討会議→児童や保護者に直接かかわる担当で構成され、経過等の情報共有及び問題の把握、家庭支援を含めた援助方法の検討を行う。 ●令和6年4月にこども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能が一体的となり支援を必要とする子育て家庭を継続的に支援をしている。 ●11月の「児童虐待防止推進月間」には、街頭啓発やオレンジリボン運動に取り組んだ。
成果	●協議会の登録児童のうち、児童虐待に係る人数は、過去3年間では、令和3年度228人、令和4年度204人、令和5年度161人になっている。実務者会議の開催回数を6回/年に増やしたことで、支援について評価する機会が増え、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるようになった。また、支援の実施状況を適切に把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、それぞれのケースに即し、継続的に家庭に寄り添い、よりきめ細やかな対応に努めた。 ●児童虐待に対する市民の認識を深め、児童虐待の予防、早期発見・対応促進の気運醸成を進めた。

3 課題及び今後の方針

課題	少子化であるにもかかわらず、支援が必要な家庭は増加傾向である。地域での見守りなどの啓発に努め、既存の地域資源を活用しながら、地域で支える体制の構築が必要である。
今後の方針	こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能が一体的となり妊娠期から子育て世帯を継続的に支援し、児童虐待の防止・早期発見に努める。また、協議会の関係機関はもとより、保育所、幼稚園、学校、医療機関とも一層連携を密にし、児童と保護者に関する考え方を共有し、児童虐待の早期発見とその対応に努めるとともに、広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進	ページ	101	4

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談支援を行うとともに、介護支援専門員との共同対応・後方支援や障害福祉等の他分野との連携体制の構築に努めた。 ●高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を定期開催し、虐待防止の啓発や連携体制の強化に取り組んだ。
成果	①重層的かつ多様なメンバーで構成されており、当市の高齢者・障害者虐待防止体制の基盤となるもので継続していくことに意義がある。 ②迅速な調査・事実確認・相談対応が行えた。 ③広報掲載やイベント等により、地域住民全体に知って頂くことで虐待防止につながる抑制となった。 ④関係機関への周知を徹底したことにより、事業所等における虐待防止の取り組みに一定の

3 課題及び今後の方針

課題	虐待と判定しきれない不適切ケースへの介入不足や、経験のある職員の不足、サービス付き高齢者住宅を含む施設での虐待に対するノウハウの不足が挙げられる。啓発に関してもやや不足している。
今後の方針	①民生委員・児童委員や地域住民への啓発活動に取り組んでいく。 ②基幹相談支援センターが主体となって事業所等への虐待防止啓発を行う。 ③障害者虐待防止について、幅広く住民に啓発活動を実施することで、虐待の早期発見・予防につなげる。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進	ページ	101	5

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

取組	①田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催（8月実施）。 ②障害者虐待発生時には当室として組織的に調査、事実確認、所管庁への報告、相談対応・事後フォローを行った。 ③田辺市広報掲載やイベント会場にて障害児者虐待について啓発を行う予定（2月）。 ④基幹相談支援センターによる、西牟婁圏域自立支援協議会各部会での障害者虐待における県からの通知の説明により、取り組みや対応についての注意喚起を行った。
成果	①重層的かつ多様なメンバーで構成されており、当市の高齢者・障害者虐待防止体制の基盤となるもので継続していくことに意義がある。 ②迅速な調査・事実確認・相談対応が行えた。 ③広報掲載やイベント等により、地域住民全体に知って頂くことで虐待防止につながる抑制となった。 ④関係機関への周知を徹底したことにより、事業所等における虐待防止の取り組みに一定の効果があった。

3 課題及び今後の方針

課題	①地域での住民による活動（自治会や「たなべあんしんネットワーク」などの地域組織）との連携が不十分である。
今後の方針	①民生委員・児童委員や地域住民への啓発活動に取り組んでいく。 ②基幹相談支援センターが主体となって事業所等への虐待防止啓発を行う。 ③障害者虐待防止について、幅広く住民に啓発活動を実施することで、虐待の早期発見・予防につなげる。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	福祉課	評 価
小項目	(3) 訪問見守り活動	ページ	101	3

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

取組	民生委員・児童委員による訪問活動から発見される各世帯の福祉課題について、地域包括支援センター、障害児・者相談センター、基幹相談支援センターを介して情報共有を行った。
成果	情報共有を行うことで、より細やかな見守りへの進展と支援へつなぐ糸口の増加を図ることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	民生委員・児童委員や見守り協定を締結している企業等からの情報提供を基に、救助や支援につながる事案は認められるが、いわゆる小地域コミュニティにおける隣近所からの情報提供は少ない。小地域ごとに住民同士が互いに見守り合えることができれば、まさに地域共生社会の実現ともいえる。民生委員・児童委員のみならず、普段の生活の中でさりげない見守りを行っていただく地域見守り協力員の確保が急務であるとする。
今後の方針	民生委員・児童委員に負担が偏らないよう、地域見守り協力員を確保することで、見守りの機会を増やすことにつなげる。 地域見守り協力員➡民生委員・児童委員等と連携・協力し、普段の生活の中で、高齢者等へのさりげない見守りや声かけなど、地域ごとの実情に応じた見守り活動に、できる範囲でご協力いただくボランティアのこと。 任期：3年 推薦方法：市からの推薦に基づき県から依頼

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(3) 訪問見守り活動	ページ	101	4

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

取組	地域型地域包括支援センターや在宅介護支援センター職員が実態把握として令和6年4月から令和6年12月末現在で延べ8,798件の訪問を行い、相談や介護認定の申請、安否確認等を行った。
成果	地域型地域包括支援センターや在宅介護支援センター職員が支援の必要な高齢者についての実態を把握し、対応策の説明や必要な調整を行うことで在宅生活の継続を支援することができた。緊急対応も行ってくれる。

3 課題及び今後の方針

課題	半年に1回訪問すれば実態把握の請求は行えるようにしているが、地域によっては数年空いてしまうこともあり、タイムリーな支援ができていないことがある。高齢者人口が多い旧田辺市に関しては訪問しきれていない現状もある。
今後の方針	継続して在宅介護支援センターとの連携を密にし、実態把握業務を行ってもらう。地域課題については会議等で検討していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(3) 訪問見守り活動	ページ	101	3

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

取組	平成29年4月から、4行政局（龍神・中辺路・大塔・本宮）のそれぞれに設置した地域型地域包括支援センターを受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、社協の特性を生かし、公的機関や専門職又は地域の様々な関係者と連絡調整を図りながら、課題解決に向けた相談支援体制の構築に努めた。
成果	地域包括支援センター運営事業や在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動や初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を実施し、福祉課題の発見に努めた。

3 課題及び今後の方針

課題	在宅介護支援センターによる定期的な実態把握ができていない。
今後の方針	●在宅介護支援センターの定期的な実態把握（2回/年）について強化し、必要に応じて関係機関への連絡調整等を実施し、福祉課題の発見に努める。 ●月1回開催する基幹型地域包括支援センターとの会議において、情報の共有を図り、事業の方向性と責任体制を明確にしながら業務を行うとともに、2ヶ月に1回開催する社協と地域包括支援センターとの会議においては、課題を共有しながら、課題解決に向けて協議を進めていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	福祉課	評 価
小項目	(1) 包括的な相談支援体制の構築	ページ	102	4

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

取組	●第3次地域福祉計画に引き続き、市役所や各行政局を、地域における「福祉総合相談」機能を有する施設と位置付け、各種相談に対応している。 ●相談窓口の機能強化を図るための具体的な取組については、関係各課室が、それぞれの所掌する個別計画に基づいて推進した。 ●保健福祉部内で重層的支援体制整備事業の勉強会を開催するなど、包括的な相談支援体制の構築に向けて、関係課室の意識の醸成、つながりの強化を図った。
成果	関係各課室や外部機関が必要に応じて連携を図っており、福祉課題の発見や支援の実施につながっている。

3 課題及び今後の方針

課題	新庁舎への行政機能を移転後も、適切な包括的支援体制の在り方について検討する必要がある。
今後の方針	第1次地域福祉計画の頃から醸成されてきた支援体制を、今後も維持できるよう努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(1) 包括的な相談支援体制の構築	ページ	102	4

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

取組	日常生活圏域ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター、障害児・者相談センター「にじのわ」、基幹相談支援センター「にしむろ」、権利擁護センターたなべ、生活相談センター等の連携を密にして包括的な相談体制を構築している。
成果	各セクションの社会福祉士を中心として連携は強化できており、包括的な相談体制は構築できた。

3 課題及び今後の方針

課題	市役所新庁舎移転に伴いこれまで田辺市民総合センターでワンストップで行っていた相談機能が分割されている。ただ、双方が行き来して連携体制はとれており実際にどこまでサービスが低下したかは継続して検討していく必要がある。
今後の方針	巡回相談や連絡体制の強化に取り組み、これまでよりサービスの利便性を落とさないようにする取組が必要である。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(1) 包括的な相談支援体制の構築	ページ	102	4

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

取組	●基幹相談支援センター及びケアマネ協会西牟婁支部における8050問題などの課題に対する勉強会を実施予定。 ●介護保険の利用者家族で、障害者が同一世帯にいて様々な課題があった場合に障害福祉サービス利用につながったケースがいくつか見られた。
成果	●福祉各種分野を超越した現場での課題を共有することで、垣根を超えた議論がなされた。 ●一つのきっかけを起点として対象者及び家族内の支援をすることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	●一括した総合窓口がないため、主担当からの介入というはある程度仕方がない ●連携がうまくいかず、円滑なサービス利用につながらないケースもある。 ●今後は、さらに関係者が情報を共有し、少しでも他分野でのサービス利用につながるケースがあれば、早期発見を行い支援につながる体制づくりを研究する必要がある。
今後の方針	●垣根を超えた情報共有をすることで、福祉サービスの必要な方の早期発見につなげる。 ●最初に相談を受けた窓口において、複数の課の連携が必要な場合は必ず情報共有、連携した取組を実施する。 ●上記取組を実施することで属性を超えた対応に取り組む。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	子育て推進課	評 価
小項目	(1) 包括的な相談支援体制の構築	ページ	102	5

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

取組	子育て推進課内に家庭児童相談室を開設しており、家庭における子育ての悩みや心配事、また、こどもたちの安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて、家族又はその他のからの相談に応じた。また、相談内容に応じて、各専門機関や福祉的な制度についても紹介した。 【受付日時】月～金・9:00～17:00
成果	様々な相談が寄せられている中で、児童相談所をはじめ庁内外の関係機関等との連携を密にしながら、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組むことができた。 ＜令和5年度＞ ○相談対象者：291人（うち要対協登録児童数は180人虐待対応は161人） ○相談対応延べ件数：1,860件（うち児童虐待対応件数1,258件）

3 課題及び今後の方針

課題	子育て相談の窓口の一つとして市広報誌・ホームページ・児童虐待防止のチラシや啓発物品等で広報しているが、更に周知を図るとともに、関係機関等との連携を引き続き密接にしていく必要がある。
今後の方針	●引き続き、家庭における子育ての悩みや心配事の相談に応じ、助言、指導を行い、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行う。 ●また、こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能が一体的となり妊娠・出産から子育て世帯を継続的に支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	健康増進課	評 価
小項目	(1) 包括的な相談支援体制の構築	ページ	102	4

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

取組	● 妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する様々な悩み等に、円滑に対応するため、保健師等の専門職が相談支援事業等を実施する中で、必要に応じて支援プランの作成や地域の保健医療・福祉に関する関係機関との連絡調整を行う中で、切れ目ない支援や連携体制を構築している。 ● ひきこもり相談窓口「ひとのわ」では、主に思春期・青年期の「ひきこもり」の人とその家族を対象に電話や訪問等による「断らない」「属性にとらわれない」相談支援を行うとともに、必要に応じて障害児者相談センター「にじのわ」などの庁内の相談機関や外部の関係団体へつなぎ、社会や地域への参加支援を行っている。また、認定NPO法人ハートツリーひなたの森にひきこもり支援ステーション事業を委託し、相談支援や居場所づくり、ネットワークづくりを行っている。
成果	● 令和6年4月からこども家庭センターを開設し、健康増進課母子保健係の母子保健機能と子育て推進課こども家庭係と家庭児童相談室からなる児童福祉機能が一体となり、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまで、切れ目なく連携・協働した対応が図られ、包括的な支援に繋がっている。また、助産院や医療機関とも、随時スムーズな連携が図られている。 ● 「ひとのわ」では、相談対応の専門職員を中心にひきこもりの人やその家族を対象に電話や訪問により相談対応できた。 ● 「ひとのわ」が事務局として、年2回のひきこもり検討委員会とほぼ毎月1回の小委員会を開催しており、各機関での相談支援の情報共有やひきこもりに関する課題の検討を行うとともに庁内外の関係機関が互いに連携し、相談や紹介がしやすい関係を築けている。 ● 居場所は1か所設置され、週5～7日開催されており、ひきこもり当事者にとって安心、安全なサードプレイスとしての役割を担うことができている。

3 課題及び今後の方針

課題	● 支援を必要とする家庭の抱える問題が複雑化する中、産科や精神科、福祉や育児支援機関とのネットワークの強化が必要である。 ● ひきこもりに至る原因とその支援は様々であり、生活困窮や孤立、孤独対策との連携が必要となってきたが、検討委員会を含むネットワークが十分でない部分がある。 ● 各々の相談機関が連携はしているものの、適切な情報共有ができているとはいえない状況があるため、支援方法にずれが生じることがある。
今後の方針	● 今後も他機関との連携を図りながら、切れ目のない継続的な支援を実施する。 ● 柔軟に対応できるひきこもり検討委員会の委員構成並びにネットワーク作りが必要である。 ● 複数の相談機関の連携が必要な場合は、情報共有するとともに支援方法の検討を行う場を検討する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	福祉課	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	●新庁舎への行政機能移転に伴い、市民総合センターの福祉センター機能の一部及び、保健センターの機能新庁舎に移転した。 ●重層的な相談支援体制づくりを推進するため、保健福祉部内で重層的支援体制整備事業の勉強会を開催するなど、関係課室の意識の醸成、つながりの強化を図った。
成果	社協との連携は途切れることなく、継続した取組を行っている。行政機能を移転したことで、福祉課題だけでなく多様な課題に迅速に対応できる体制となった。 重層的な相談支援体制づくりを進めるために関係課室と協議を行い、意識の醸成を図ることができた。

3 課題及び今後の方針

課 題	新庁舎への行政機能移転によって、市の保健福祉部局と社協をはじめとした福祉関係機関の連携が失われることがないよう、課題解決に向けた支援を継続して行う必要がある。
今 後 の 方 針	新庁舎・市民総合センター・行政局間において、ビデオ会議システム等を活用し、社協や福祉関係機関と行政窓口が従来どおり連携し、相談支援を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	3

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	高齢者、障害者、引きこもり状態にある者、生活困窮者など様々な対象者や課題を抱えている方を支援する相談機関が設置されている市民総合センターに基幹型地域包括支援センターを設置し、関係機関と相談・連携を行っていたが新庁舎移転に伴い相談機関が分割した。現状は相談・サービスの質を低下させないような連携強化やこまめに双方の職員が行き来するよう意識して業務を行っている。
成果	これまで構築されてきた連携体制は新庁舎移転があっても大きく損なわれているという実感はない。人とのつながりが重要であることを再認識した。

3 課題及び今後の方針

課題	市役所新庁舎移転に伴いこれまで総合センターでワンストップで行っていた相談機能が分割されている。ただ、双方が行き来して連携体制はとれており実際にどこまでサービスが低下したかは継続して検討していく必要がある。
今後の方針	巡回相談や連絡体制の強化に取り組み、これまでよりサービスの利便性を落とさないようにする取組が必要である。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	●新庁舎に市機能が移転したが、2階に保健福祉部が集約されているため、各課をまたがったケースについても連携して対応が来ている。併せて市民総合センターには障害児者相談センターにじのわ及び基幹相談支援センターにしむろもあることで、従来どおり市民総合センターでの相談体制についても確保できている。
成果	新庁舎に市機能が移転したことにより、田辺市民総合センターと分散する形になっているが各相談窓口において相談の対応を行っていることと、田辺市民総合センターの相談機関とも定期的な情報共有や個別ケースについては随時対応することにより、引き続き相談支援体制の確保が来ている。

3 課題及び今後の方針

課題	複合ケースについては主管課が最初の相談を受けたところになりがちであるので、連携した対応を引き続き実施する必要がある。
今後の方針	重層的支援体制整備事業を視野にいれつつ、相談支援体制を検討する必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	子育て推進課	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	家庭児童相談室を中心としたこども家庭センターでは、家庭における子育ての悩みや心配事、また、子供たちが安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて、家族又はその他からの相談に対応した。また、相談内容に応じて関係機関や福祉的な制度を紹介することにより、相談者に必要な支援につなげた。
成果	令和6年4月、田辺市こども家庭センターを開設し、妊娠・出産から子育て家庭を保健師・助産師・社会福祉士等が継続的に支援している。また、西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」等の関係機関や庁内関係部署との連携を密にしながら、子育て家庭の相談・支援に取り組み、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組むことができている。

3 課題及び今後の方針

課題	子育て家庭が抱える問題は多種多様であり、相談内容も様々な要因が絡み合っているケースも多く、庁内外の関係機関等との連携を密接にして対応していく必要がある。
今後の方針	引き続き関係機関と連携を図りながら、適切に必要な支援につなげていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	健康増進課	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	●妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等の専門職が相談支援事業等を実施する中で、特定妊婦、産後うつ、障害がある方を把握し、関係部署・関係機関と連携しながら、切れ目ない支援や必要な対応に繋げるための体制を整えている。 ●ひきこもり相談窓口では、ひきこもりとなった背景を見極め、適切な関係機関の紹介や継続支援を行っており、家族や本人への相談の中で、徐々に就労や進学を含めた社会参加に向けて活動するための心理的サポートを継続した。 相談場所：田辺市民総合センター、田辺市役所、相談者自宅等 実施回数：実件数 21件 延べ件数 98件（令和6年12月末現在） 必要に応じて支援プランの作成や地域の保健医療・福祉に関する関係機関との連絡調整を行う中で、切れ目ない支援や連携体制を構築している。
成果	●令和6年4月、田辺市こども家庭センターを開設し、健康増進課母子保健係の母子保健機能と子育て推進課こども家庭係と家庭児童相談室からなる児童福祉機能が一体となり、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまで、切れ目なく連携・協働した対応が図られ、包括的な支援に繋がっている。また、助産院や医療機関とも、随時スムーズな連携が図られている。 ●「ひとのわ」での実相談件数は年度により変動しているが、延べ相談件数は減少してきている（数回の相談で関係機関につながったり、1回だけの相談で終了してしまうことが多く、継続相談になることが少ないため）。 ●当事者からは相談に来ることで、ゆとりをもって接することができるようになったという意見があり、相談者の不安の軽減につながっている部分があると思われる。 ●関係機関等と連携し、ひきこもり支援を行っており、相談者に関係機関（南紀若者サポートステーション、ひなたの森(居場所づくり)）を紹介することもあり、就労や社会参加につながった。

3 課題及び今後の方針

課題	●支援を必要とする家庭の抱える問題が複雑化する中、産科や精神科、福祉や育児支援機関とのネットワークの強化が必要である。 ●相談件数が経年的に減少している。ひきこもりの状態にある当事者及び家族の悩みを、家族だけで抱え込んでしまうのではないかな。また、解決ありきの相談だけでは、長年ひきこもり状態にある方は相談しにくいのではないかと考えられる。 ●支援の成果が短期間では見えにくいことがある。
今後の方針	●今後も他機関との連携を図りながら、切れ目のない継続的な支援を実施することを検討する。将来的には「ワンストップ」で相談を受け付け対応を行う重層的相談支援体制の一機関としての役割を果たすことを検討する必要がある ●必要とする方に情報が伝わるための広報活動、魅力的かつフレキシブルな情報発信と利用しやすい窓口づくりが必要である。 ●ひきこもり支援には年単位等、長期間かかることがあり、継続した伴走型支援が必要である。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	西部センター	評 価
小項目	(2) 相談支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

市役所及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	●身近で相談しやすい市の窓口として、市関係部署、町内会等の関係機関と連携し、各種相談（生活相談、人権相談、住宅に関する相談等）に対応している。 ●若年層の就職相談については、児童館とも連携して重点的に行っており、西牟婁振興局地域づくり課の就職促進相談員による職業相談を毎月1回行っている。また、高齢者世帯等の実態把握のため、定期的に巡回相談（訪問活動）を実施している。 ●併設しているデイサービスセンターでは、電位治療器（スカイウエル）や各種健康機器を使った機能回復訓練を実施しており、月1回、市健康増進課から保健師、看護師による健康相談を実施し、地域住民の健康維持に努めている。
成果	●令和5年度 相談件数726件（生活相談463件、住宅相談21件、教育相談46件、職業相談76件、税務相談3件、福祉相談3件、健康相談66件、その他48件）※件数は、南部センター、西部センター、芳養センターの合計 ●相談内容は、失業等などの理由で生活困窮による相談や、高齢化のため単身高齢者などから介護サービスに関する相談等が多い。 ●地区内の高齢者宅を訪問し、啓発グッズ等を配布することにより、実態把握と相談対応につなげることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	地域交流の減少や人間関係の希薄化が進んでおり、相談業務の充実のため、できる限り地域住民の実態把握に努める必要がある。地域住民の高齢化やコロナ禍で地域交流が減少したことにより、地域行事への参加者が減少傾向にあるため、開催内容などを工夫し多くの方に参加してもらえよう取り組む必要がある。
今後の方針	●市の出先機関として、身近で相談しやすい窓口体制を作り、住民等から相談があった場合は、必要に応じて、関係機関・関係部署と連携し、迅速に対応できるように務める。 ●館が地域の交流の拠点として利用され、相談しやすい環境づくりに取り組むとともに高齢者や障害者、単身世帯の方などの訪問や見守り等を実施し、地域住民の実態把握に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(3) 日常生活圏域における支援体制の整備	ページ	103	4

1 事業の概要

旧5市町村（日常生活圏域）それぞれに地域包括支援センターを整備し、高齢者福祉全般における総合相談体制の整備に努めます。また、複合的な課題を抱える家庭を支援するため、関係機関との連携をさらに強化します。

2 取組及びその成果

取組	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、市民が相談しやすい体制をとっている。また、必要に応じ、行政局の関係部署や障害児・者相談センターなどの関係機関との連携を行っている。本庁基幹型地域包括と4行政局地域包括との情報交換・共有・連携体制は密に行えている。
成果	市民に身近な場所で相談支援を行うことで、地域の社会資源を活用した対応方法の提示や調整を行うことができている。

3 課題及び今後の方針

課題	身近な地域での相談支援を行うことはできているが、活用できる社会資源が地域によって差があるため、最善の対応策で対応することができない。
今後の方針	引き続き、日常生活圏域ごとの相談支援体制を継続し、地域課題の明確化と資源の創設に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(4) 小地域における福祉活動の支援	ページ	104	4

1 事業の概要

社協は、各地域における「コミュニティワーク機能」を重視した支援の展開に引続き努めます。また、「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」を総合化することで、各相談支援の窓口において、生活課題を抱える個々の住民を支える支援のネットワークを形成し、さらには住民による自治的な地域づくりに展開させていくような支援を実践していきます。

2 取組及びその成果

取組	●介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポートをしている。 ●ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発等を実施している。
成果	●介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポートすることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	「たなべあんしんネットワーク」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発を検討する必要がある。
今後の方針	引き続き、介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発等を検討・実施していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(1) 手話通訳者及び要約筆記者等を派遣	ページ	104	5

1 事業の概要

障害がある住民の必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等を通じてコミュニケーション支援（意思疎通支援）に努めます。

2 取組及びその成果

取組	件数はいずれも令和6年12月末 ①手話通訳者派遣件数…90件 ②要約筆記者・奉仕員派遣件数…0件 ③代読・代筆奉仕員派遣事業…420件
成果	手話通訳依頼の内容については、会議・講演会の通訳や医療機関受診、各種窓口手続きの通訳依頼が多かった。また、社協が実施する小中学校への「福祉教育・ボランティア学習出張講座」や様々なイベント等へ手話通訳者の派遣を行うことで、手話の啓発・理解促進につながることができた。代読代筆奉仕員派遣事業は、利用者の要望に十分対応できている状況である。

3 課題及び今後の方針

課題	手話通訳者が高齢化しており、若い世代の育成が課題となっている。
今後の方針	本市のイベントや講演会に手話通訳・要約筆記者等を派遣し、聴覚障害者への情報保障を行うとともに、手話通訳業務の啓発・理解促進につながる取組を更に深めていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 市役所の窓口到手話通訳者を配置	ページ	104	5

1 事業の概要

市役所の窓口到手話通訳者を配置するなど、行政機関の利用をしやすくするための支援体制づくりに努めます。

2 取組及びその成果

取組	手話通訳士1名、手話対応可能な職員1名を配置しており、窓口での手話対応のほか、行政局など遠隔の方については、本人の希望によりスマートフォンを利用してメール、LINE対応、遠隔手話用タブレット端末を使用して対応した。
成果	手話対応を希望される方が窓口での手話対応希望日時を事前に連絡・依頼されるため、大きな混乱もなく支援ができた。 また、手話通訳士が不在の時、筆談や身振り等で対応した。

3 課題及び今後の方針

課題	手話通訳士の高齢化への対応が必要である。
今後の方針	手話通訳士は確保が困難であるため、現職手話通訳士の年齢・意見を考慮しながら、増員検討が必要である。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(3) 情報バリアフリーの推進	ページ	104	4

1 事業の概要

「声の広報誌」（広報誌の朗読サービス）など、行政情報のバリアフリー化に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●聴覚障害者に対しては ①マスクを外し、手話対応又は筆談で応じるほか、手話通訳者等の派遣、メールやFAXによる相談対応、難聴の方にはコミュニケーションを使用して対応した。今年度から窓口用軟骨伝導イヤホンを導入した。 ②スマートフォンなどで救急通報を行うネット119、メール119登録推進・窓口受付を行った。 ③遠隔で手話対応ができるようタブレット端末を備えている。 ●視覚障害者に対しては ①代読・代筆奉仕員派遣事業の提供。 ②読み上げアプリ等を利用している場合、文書をPDF化しメールで送信する対応を行った。 ③封筒に市役所からの通知とわかるよう点字シールを貼付している。
成果	●聴覚障害者に対しては、窓口及び出先での情報保障の支援ができたほか、緊急時の通報や意思伝達方法が確立できたことで安心につながった。 ●視覚障害者に対しては、代読・代筆奉仕員派遣事業により、随時情報提供ができているほか、情報のPDF・点字対応といった個々のニーズに対応し、情報保障を行った。

3 課題及び今後の方針

課題	●聴覚障害者に対する、手話通訳者・要約筆記・筆談対応等がスムーズに行えるよう、手話通訳者・要約筆記者を継続的に確保する。 ●視覚障害者に対しては、文字の読み上げのためのPDF化など対応可能な範囲において個々のニーズにも積極的に対応していく必要がある。
今後の方針	●手話通訳者・要約筆記者を確保をするため、養成講座受講推進を行うほか、手話奉仕員から通訳者を目指してもらえよう支援を行う。要約筆記者としての登録を促す。提供可能な情報支援について情報発信を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第1節 包括的な相談支援体制の構築			
項 目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(4) 手話や要約筆記等の学習の機会の充実	ページ	104	4

1 事業の概要

社協、ボランティアグループ等と協働して学習会や講習会を開催し、住民が手話、要約筆記、朗読、点訳及び移動介助などを学べる機会を充実していきます。

2 取組及びその成果

取組	①手話サークルへ奉仕員養成研修を目的とした補助を行った。 ②社協の「福祉教育・ボランティア学習出張講座」（以下「講座」という。）へ手話通訳者派遣を行った。 ③聴覚障害者協会へ委託して手話出前講座を開催し、講座でも利用可能な手話啓発パンフレットを作成した。
成果	①手話サークルの活動は、手話の啓発や参加者と聴覚障害者との交流機会、手話奉仕員養成講座への参加・推進につながっており、参加者も増加している。サークルへの補助はその活動を継続するために必要なものとなっている。 ②令和6年12月末現在、中学校5校、小学校4校で実施され、手話通訳者を派遣した。講座は聴覚障害への理解や手話の啓発につながっている。 ③令和6年12月末現在、手話出前講座を4回開催。協会へ手話啓発パンフレットを提供し手話出前講座等で使用された。

3 課題及び今後の方針

課題	①手話への関心が高まり参加者が増加している。活発な活動を維持することが必要。 ②社協の講座は、定期的で開催されている。講師は協会が担当しているが、協会会員の減少・高齢化により講師確保が困難になっている。 ③手話出前講座の開催を障害・介護事業所等に行いたいだが、事業者は慢性的な人員不足であり、また、法改正等様々な対応に追われ、余裕がない状況である。
今後の方針	①補助金の維持、手話奉仕員養成講座と連携して手話奉仕員の登録者確保に努める。 ②学習会等の安定開催につなげる。 ③出前講座の周知や協会の当事者活動について支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動	担当課	福祉課	評 価
小項目	(1) 「たなべあんしんネットワーク」の活動の支援	ページ	105	3

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」の活動として、「ふれあい声かけ活動」や「共生型ふれあい・いきいきサロン活動」、「登下校時の子ども見守り活動」などを行い、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していきます。

2 取組及びその成果

取組	民生委員・児童委員及び福祉委員によるサロン活動、登下校時の子ども見守り活動などを通じて、健康維持、交通安全及び防犯の機運醸成に取り組んだ。
成果	住民同士がつながるきっかけを持つことで、安心の輪（ネットワーク）が形成できている地域がある。

3 課題及び今後の方針

課題	サロン活動や登下校時の子ども見守り活動等は実施しているが、「あんしんネットワーク」活動として、市域全体に浸透しているとはいえない。
今後の方針	「あんしんネットワーク」を市域全体に広げるためには、一部の人だけでなく住民一人ひとりが地域を思い、動き出せるようにきっかけを作る必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) 「たなべあんしんネットワーク」の活動の支援	ページ	105	4

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」の活動として、「ふれあい声かけ活動」や「共生型ふれあい・いきいきサロン活動」、「登下校時の子ども見守り活動」などを行い、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していきます。

2 取組及びその成果

取組	社協では、旧田辺地区（8地区）について2地区に1人、行政局管内は1地区に1人の担当職員を割り当て、福祉委員会やボランティアグループの活動支援を行っている。
成果	それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるところまでは至っていないが、工夫しながら「ふれあい声かけ活動」や「ふれあいきいきサロン活動」、「登校時の子ども見守り活動」、居場所づくり等を継続的に行っている。

3 課題及び今後の方針

課題	●コロナ等の感染症を理由に、日常生活の中における住民相互の結び付きを極端に嫌っているように感じる時がある。 ●これまでの住民同志のつながりの「煩わしさ」、「距離間のなさ」、「づけづけと自分のプライバシーに踏み込むしんどさ」から抜け出しプライバシーを重視した「個人化」・「個別化」に移行したい雰囲気を感じると社会福祉協議会の役員からそのような意見があった。 ●コロナ等の感染症の影響で途絶えつつあるつながりを再構築する難しさがある。 ●コロナ等の感染症のため住民による自主運営のサロン活動が自粛する傾向にある中、新しい生活様式の下、サロン活動の進め方を検討する必要がある。
今後の方針	引き続き「たなべあんしんネットワーク」活動を支援するとともに、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(2) 住民交流活動拠点の整備	ページ	105	4

1 事業の概要

地域住民が気軽に立ち寄り、安らげる多世代・多機能の「居場所」として、地域コミュニティの拠点となる住民交流活動拠点を整備し、提供するように努めます。

2 取組及びその成果

取組	●社協では、子どもや障害者、高齢者を対象にした取り組みとして、「あそびの教室」や「障害者の就労支援」、「認知症カフェ」といった様々な居場所を提供している。 ●地域活動の担い手を育成するため、「ホッと講座」や「シニアリーダーカレッジ」、「福祉のしごと塾」を開催した。
成果	●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」はコミュニティカフェとして展開し、障害のある若者やボランティア等が運営に参加し、地域の居場所として定着した。 ●地域活動の担い手を育成した。 ●他の地域では公民館等を拠点に、地域の居場所となるように様々な催しを実施した。

3 課題及び今後の方針

課題	コロナ等の感染症の影響により様々な活動が制限されたが、現在では制限をなくし従来どおりの居場所の提供を行っている。コロナ等の感染者の増加により参加者が減少している。
今後の方針	●引き続き、常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」を、障害のある若者やボランティア等が運営に参加できるよう、地域の居場所として提供する。 ●新たな居場所を提供する。 ●地域活動の担い手を育成する。 ●他の地域では公民館等が地域の居場所となるように様々な催しを実施していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	2. 地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援	担当課	福祉課	評 価
小項目		ページ	106	4

1 事業の概要

地域における保健福祉の増進を目的に、市民団体等が行う先導的事業に対して補助金を交付し、住民によるボランティアな活動を支援します。

2 取組及びその成果

取組	補助金の募集は、5月から5月末まで、8月から8月末までの2回実施し、広報の媒体として市のホームページ、広報田辺、SNS、新聞を利用した。
成果	2回の募集に対して1団体から申請があり、同団体の取組を補助事業として承認した。補助金交付額：504,000円（12月末時点の交付決定額） 補助事業概要：子ども達の育ちを地域ぐるみで応援するまちづくりを進めるため、常に開放した親子ひろばの開設を考えているが見守りスタッフが必要である。スタッフには高齢者が中心となるように考えており、子育て世帯をサポートするための人材育成事業である。

3 課題及び今後の方針

課題	●補助金を利用できる団体に企業等を追加したものの、申請があったのは市民団体のみであった。 ●補助金の対象となる事業を「先導的な事業」と限定しているが、目新しい事業の創出が年々難しくなっている。また、申請があっても、要綱にそぐわない等の理由で却下となるケースが増えている。
今後の方針	●「先導的な事業」について整理や、みんなでまちづくり補助金等類似補助金との整理、補助金の在り方の検討を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化	担当課	福祉課	評 価
小項目		ページ	106	4

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

取組	生活保護や、生活困窮の相談を受けた際に、相談者が必要とする福祉サービスのニーズを把握し、介護保険や障害サービス等を必要とする相談者には、それぞれの窓口案内する等の対応を行った。生活保護受給者等で関係しているケースに対しても、介護保険や障害サービス等のニーズを把握して、適切なサービス利用に繋げるよう努めた。
成果	相談者との面談により、生活保護や生活困窮者自立支援制度以外の福祉サービスを必要としていると判断した場合に、それぞれの相談窓口を紹介することにより、相談者のニーズに答えることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	相談者への個々の対応だけでなく、包括的に各種福祉サービスを提供する体制づくりが必要である。
今後の方針	引き続き、相談者にはそのニーズに合わせた窓口案内することにより、必要な福祉サービスに繋げるよう努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目		ページ	106	4

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

取組	●障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用していた障害者が65歳になった際に、介護保険法に基づくサービスや高齢者福祉サービスに速やかにつながるような相談支援や情報提供を行ったり、複数の制度をうまく活用できるよう連携を行った。 ●関係機関が他の機関の業務や関係する法令について学ぶ機会を作り、職員の資質向上を図ることで地域生活課題を意識できる体制づくりを行った。
成果	●対象者が総合的に福祉サービスが利用できるよう調整することで、必要な支援につながり、地域での生活を継続できている。 ●保健福祉部局や関係機関が様々な制度等について学ぶ機会として勉強会を開催することで、各々の役割を理解し、総合的なアプローチを行うことができつつある。

3 課題及び今後の方針

課題	様々な関係機関の連携は図れてきているが、個々の職員の資質向上が難しく、対応する職員によって包括的なアプローチが困難なことがある。重層的支援整備事業として再整備が可能か検討する必要がある。
今後の方針	●引き続き関係機関との連携を図り、地域生活課題に対する総合的なアプローチを行う。 ●個々の職員のスキルアップに向けた勉強会の開催など、質の向上を図ることで、市民サービスの均一化を図る。 ●重層的支援整備事業の導入に向けて課題や業務について整理・検討していく必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化	担当課	障害福祉室	評 価
小項目		ページ	106	4

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

取組	●障害福祉サービスの利用者が65歳に到達する際には、スムーズに介護保険制度へ移行できるように対応している。 ●保健福祉部で各課で共通する研修会に参画（重層的支援体制整備事業、にも包括、医療的ケア児コーディネータ事業等）
成果	●市民の方が相談に来られた際に、必要な支援につなげることや、関係機関が協働して対応する事ができている。

3 課題及び今後の方針

課題	●ネットワーク化の構築 ●関係機関の連携は図れているが、対応する担当者によって連携の差があり、包括的なアプローチが困難な時がある。
今後の方針	●重層的支援体制整備事業を視野にいれつつ、ネットワーク化や包括化につながるシステムを構築に向けた取組を実施。 ●保健福祉部内の各種制度について、引き続き研修会や勉強会を通して、職員の質の向上やスキルアップを図る。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進			
項 目	4. 日常生活圏域ごとでのサービス調整会議の整備	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目		ページ	106	3

1 事業の概要

5つの日常生活圏域ごとにサービス調整会議を整備し、個々の住民の支援のあり方や地域における支援の仕組みづくりなどについて協議・実践していくための仕組みづくりに努めます。

2 取組及びその成果

取組	●高齢者を支援していくために地域包括支援センター主催で地域ケア会議として関係機関が集まり情報交換や勉強会、事例検討等による支援方法の検討の場を定期的で開催している。 ●日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、ご近所ボランティア養成講座の開催による生活支援サービスの担い手養成や地域の社会資源の発掘、必要なサービスの調整を行うとともに協議体を開催し定期的な情報交換を行った。
成果	日常生活圏域ごとに定期的で開催することで、お互いの顔と顔のつながる関係づくりができ、地域にある社会資源を活用した支援の仕組みづくりを実践していくことができた。また、地域課題についても明確化し、検討することができた。

3 課題及び今後の方針

課題	支援のあり方や仕組みづくりについて協議することで、地域課題を明確化することができているが、その課題の解決策を実現させていくのが難しい。また、行政局に比べて旧田辺圏域は数の多さから参加しきれていない関係機関が多々ある。
今後の方針	引き続き、地域ケア会議や協議体を開催するとともに、関係機関が連携することで、個々の市民への支援を協議・実践していく。旧田辺圏域は積極的に関係機関に参加してもらえよう働きかけが重要。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(1) 地域づくりに向けた支援（生活支援サービスの開発とコーディネート）	ページ	107	3

1 事業の概要

市全域と生活圏域に、福祉課題や地域ごとの社会資源を把握し、様々な住民ニーズとのマッチングや不足している社会資源の発掘等を行う「生活支援コーディネーター」を配置したほか、地域活動に関わる各種団体から構成される「協議体」を設置し、高齢者が地域のつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために地域で支え合う仕組みづくりを目指します。

2 取組及びその成果

取組	高齢者の生活を支えるサービス等の充実及び支え合い推進のため、社会福祉協議会及び関係機関等に生活支援コーディネーターを配置している。日常生活において必要な支援の充実や強化についての検討を行うため、市民や関係機関等で構成する協議体を配置している。
成果	地域における生活支援・介護予防サービス提供の体制整備に向けた活動や、情報交換・連携強化に取り組んだ。 訪問型生活支援サービスの担い手となる地域ボランティアの育成講座「ご近所ボランティア養成講座」を開催。

3 課題及び今後の方針

課題	生活支援体制整備事業における重点地区を選定して事業を進めていく。市、社協、県が、生活支援体制整備事業の進め方について規範的統合を行い、事業を進める体制や、実施方針、事業のゴール設定等の基本方針を共有する場を持つ必要がある。
今後の方針	生活支援コーディネーター、協議体がそれぞれの情報共有や連携をより密にし、地域のサービス体制整備を推進していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築に向けた取組	ページ	107	4

1 事業の概要

「精神障害者にも対応した地域包括支援システム」の構築に向けた関係者による協議の場の設置が求められたことから、西牟婁圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を協議の場として位置付け、圏域における地域課題や資源等の情報を共有する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進会議」を設置したほか、事例検討会の開催等によりシステムの構築に取り組んでいます。

2 取組及びその成果

取組	●「にも包括協議の場」に関しては令和5年度は2回、令和6年度も8月に1回開催し、2回目は3月に予定しています。 ●令和6年11月20日に庁内職員に対して、心のサポーター養成研修を開催。 ●心のサポーター指導者研修を受講。
成果	●令和5年度からは協議の場に各市町の保健師の方々にも参加して頂き、各市町の相談支援体制について等の情報共有を図りました。 ●令和6年度は心のサポーター養成研修に62名の職員が参加して頂き、心のサポーターとして認定されています。

3 課題及び今後の方針

課題	●相談支援について、各部署の担当者レベルにおいては必要な連携や情報共有を行うことが出来ているが、体制については重層的支援体制整備事業等に関連付けて、各部署と協議を重ねて構築していく必要がある。 ●心のサポーター養成研修を広く普及する為には、職員研修と並行して市民向けに研修を実施することが必要である。
今後の方針	●心のサポーター養成研修を毎年開催し、10年で700人程度の養成者数を目標として掲げている。 ●庁内全職員に研修を受講して頂く。 ●障害福祉サービス事業所等が自主的に開催する研修会や、民生委員または、介護支援専門員協会等の研修会の場において、「心のサポーター養成研修」を開催させて頂く。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(3) 自殺予防の取組	ページ	108	4

1 事業の概要

本市では、令和2年3月に「田辺市第1期自殺対策計画」を策定しており、この計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支える田辺市をめざして」の実現に関する施策は、広範多岐にわたっていることから、あらゆる分野の事業に自殺対策の視点を反映させつつ、整合性をもって効果的に推進します。

2 取組及びその成果

取組	①令和6年3月に自殺対策強化月間、9月に自殺予防週間があり、市内量販店や図書館に協力をいただき、街頭啓発、啓発コーナー設置を行った。 ②自殺予防の観点から、市職員に対し、ゲートキーパー養成講座を開催した。 ゲートキーパー→自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人 ③令和6年度中に「田辺市第2期自殺対策計画」策定予定
成果	①自殺予防週間・対策強化月間の啓発事業について、新聞掲載やTV取材を受け、市民向けに効果的な周知ができた。また、図書館における自殺予防啓発図書コーナーも認知されだし、学生等への自殺予防啓発になっている。 ②市職員が自殺予防・自殺対策の意識を持ち、職場職員のみならず、市民に対しても、ゲートキーパーの視点で接することの重要性を理解する良い機会となった。

3 課題及び今後の方針

課題	●各課が自殺対策の視点をもって事業実施するためには、時間が必要であり、計画の進捗状況調査の継続は必要である。 ●市の自殺者数は、令和元年から全国平均を下回り若干減少傾向にあったが、令和5年度には増加に転じている。地道な啓発活動の継続が必要。
今後の方針	計画の進捗状況調査を継続しながら、自殺対策の取組が不十分な部署については、取組依頼を行う必要がある。 街頭啓発活動における啓発グッズを、障害福祉事業所から購入することで福祉事業所優先調達にもつながっているが、より効果的な啓発方法について検討していく必要がある。 すべての市職員がゲートキーパー養成講座を受講することを目指す。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編	担当課	福祉課	評 価
小項目	(4) 生活困窮者に対する取組	ページ	108	4

1 事業の概要

生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を推進し、生活に困窮する人々への包括的な支援に取り組めます。

2 取組及びその成果

取組	●生活困窮者自立支援法に基づき必須事業の自立相談支援事業及び任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業・学習支援事業を実施した。また、必要に応じ住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用を促した。 ●自立相談支援事業➡困窮者総合相談窓口として生活相談センターを開設し、相談内容に応じ一人ひとりの状態に応じたプランを策定し、困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援等を行った。
成果	各事業の利用者延べ人数(令和6年12月末現在) ○自立相談支援事業➡206名(うちプラン策定13名) ○就労準備支援事業➡14名 ○家計改善支援事業➡11名 ○学習支援事業➡小学生5名、中学生10名 ○一時生活支援事業➡2名 ○住居確保給付金➡12世帯

3 課題及び今後の方針

課題	就労準備支援事業については現状ひきこもり、又は、ひきこもり気味な若者の利用者がほとんどであり、中高年齢層者の利用が少ない。
今後の方針	同事業において中高年齢層者及び生活保護被保護者の利用が図れるよう委託事業所と協議を行い、また、協力を得られる事業所の開拓を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	2. 住民による福祉活動の推進	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目		ページ	109	4

1 事業の概要

サロン活動、配食サービス等の福祉活動がより活発に実践されるよう支援するとともに、多世代交流・多機能型の小さな拠点の整備を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビング等、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポートを行った。 ●地域におけるネットワークづくりや組織化、ボランティア活動支援といったサービスの調整・開発等を実施した。 ●ボランティアや社会福祉法人との協働による配食サービスを実施するに当たり、安否確認を兼ねた見守り活動も行っていくことで地域生活課題の解決を図った。 ●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」では、子どもや障害者、高齢者を対象にした取り組みとして、「あそびの教室」や「障害者の就労支援」、「認知症カフェ」といった様々な居場所を提供した。 ●地域活動の担い手を育成するため、「ホッと講座」や「シニアリーダーカレッジ」、「福祉のしごと塾」を開催した。
成果	●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」はコミュニティカフェとして展開し、障害のある若者やボランティア等が運営に参加しており、多世代交流・多機能型の小さな拠点、地域の居場所として定着した。 ●地域活動の担い手を育成した。 ●他の地域では公民館等が、地域の居場所となるように、様々な催しを実施した。

3 課題及び今後の方針

課題	●「よりみちサロンいおり」は社協会費と利用料、委託費で運営しているが、長期的に継続する見通しは立っていない。
今後の方針	●引き続き、常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」を、障害のある若者やボランティア等が運営に参加できる場所、多世代交流・多機能型の小さな拠点、地域の居場所として提供する。 ●地域活動の担い手を育成する。 ●他の地域では公民館等が地域の居場所となるように、様々な催しを実施する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	3. 移送サービスの整備	担当課	企画広報課	評 価
小項目		ページ	109	4

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

取組	①路線バス事業者が運行する路線の維持確保のために「田辺市地方バス路線運行維持対策費補助金」を交付した。 ②バス利用者の利便性向上のために、キャッシュレス決済の導入を推進する「田辺市バス利便性向上促進補助金」を交付した。 ③現計画が令和6年度末をもって、計画期間満了となるため、次期計画の策定に向けて、各種調査を実施し、法定協議会にて協議した。
成果	①田辺市地方バス路線運行維持対策費補助金を4事業者の12路線に対して、1億1,557万3,128円を補助した。（見込額） ②田辺市バス利便性向上促進補助金を1事業者に対して、244万4千円を補助した。（見込額） ③交通事業者等へのヒアリングや地域住民との意見交換会等により、関係者の課題や市民ニーズを把握するとともに、有識者、交通事業者、地域住民等を交えた法定協議会により、今後の公共交通の方向性を協議することができた。

3 課題及び今後の方針

課題	●移動に関する課題として、バス停までが遠い、待ち時間が長いといったことがあり、これを解決できる移動手段を検討する。 ●移動手段として自家用車を利用する人が多いことから、公共交通機関の利用者が少ないため採算が取れず、路線を維持するために補助金が多額になっている。 ●交通事業者における運転者の高齢化や人材不足が深刻化しており、人材確保が課題となっている。
今後の方針	田辺市地域公共交通計画をもとに引き続き、課題や市民ニーズを整理及び把握し、地域の輸送資源を総動員することで、公共交通の維持に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	3. 移送サービスの整備	担当課	龍神行政局	評 価
小項目		ページ	109	4

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

取組	龍神地域では、路線バス、住民バス以外に地区内診療所への患者送迎用バス4路線（うち1路線は民間委託）、通院バス運賃助成、外出支援サービス事業を行っている。
成果	患者送迎用バス、通院バス運賃助成及び外出支援サービスのいずれの事業についても、昨年度並みの利用実績が見込まれ、地域の高齢者の移動手段、地域医療の確保につながっている。 ●患者送迎用バス⇒3路線364人（11月末）（前年度実績517人） ●民間委託分⇒1路線191人（11月末）（前年度実績305人） ●通院バス運賃助成⇒20人（11月末）（前年度実績35人） ●外出支援の登録者数⇒10人（前年度登録者13人）となっている。

3 課題及び今後の方針

課題	●いずれの事業についても、地域の高齢者にとっては必要な事業であるので引き続きサービスの継続及び内容の充実を図っていく必要がある。 ●龍神地域では、近年、地域住民が主体となった自家用有償旅客運送事業の実施に向けた動きがあるが、まだ、実施に至っていない。
今後の方針	地域住民が主体となった自家用有償旅客運送事業の実施に向け調整に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	3. 移送サービスの整備	担当課	中辺路行政局	評 価
小項目		ページ	109	4

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

取組	①路線バス：市街地から栗栖川地区（中辺路行政局）との間を、明光バス、龍神自動車の2社が1日13便、近野地区までは1日7便運行している。 ②住民バス：令和6年4月から、通学用の1路線を除き、町内の2つのエリアで予約制の区域運行を導入した。また、対象地区では事前登録により自宅近くでの乗降が可能となった。 ③タクシー：中辺路地区域内に営業所はない。 ④介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所：中辺路地域を通常のサービス提供地域として届出を行っている事業所は年々減少し、年度内には1事業所となる見込み。 ⑤外出支援サービス事業：交通機関の利用困難な方を対象に、中辺路行政局住民福祉課職員により、地区内の医療機関への送迎を無料で実施している。
成果	②について：従来の路線定期運行に比べ、乗客の希望に応じて柔軟に配車・ルート設定が可能となり、利用客の利便性が向上した。バス利用料収入は前年に比べ概ね2倍に増え、バス停から遠く自宅周辺での乗降を希望する事前登録には約25名の登録がある。 ⑤について：5名（登録者数11名）、延べ33回の利用があった。（令和6年4月～令和6年12月）

3 課題及び今後の方針

課題	②について：現在の運行形態では、路線バスとの競合を避けるために住民バスの対象地区に含まれていない地域がある。しかし、その地域の中にも路線バスの停留所が遠くて利用が困難な住民も多数おり、これらの住民の移動手段を確保していく必要がある。 ⑤について：他の行政局管内の同事業は外部団体（社協、NPO）に委託しているが、中辺路管内では、市職員が市の車両を用いて送迎を行っており、移動中の事故が懸念されるため、専門の運転手がいる委託先や財源の確保が必要である。
今後の方針	②について：デマンド交通の導入によりこれまでより便利になった住民バスの周知と利用促進を進めて利用者を増やし、今後区域運行のエリアを広げるかたちで対象地域を広げ、住民バスがより多くの地域住民の生活の支えとなることを目指す。 ⑤について：行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする政策の継続と、移送サービスの充実について検討する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	3. 移送サービスの整備	担当課	大塔行政局	評 価
小項目		ページ	109	5

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

取組	●市が社協に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、大塔地域内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。 ●地域内の2診療所において、患者送迎バスの運行を実施している。三川診療所、富里診療所ともに、運行コースを2コース設定し、隔週で1コースずつ運行を行った。 ●運行日の広報は、毎月広報田辺に折り込みチラシを入れて周知を行った。
成果	①高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会は、重層的かつ多様なメンバーで構成されており、当市の高齢者・障害者虐待防止体制の基盤となるもので継続していくことに意義がある。 ②迅速な調査・事実確認・相談対応が行えた。 ③広報田辺への掲載により、地域住民全体に知っていただくことで虐待防止につながる抑制となった。

3 課題及び今後の方針

課題	①地域での住民による活動（自治会や「たなべあんしんネットワーク」などの地域組織）との連携が不十分である。 ②広報田辺への掲載以外にも、啓発活動を行っていく必要がある。
今後の方針	●今後も事業を継続して行う。 ●引き続き医療機関への交通手段の確保を継続するため、移送サービスの実施に取り組む。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	3. 移送サービスの整備	担当課	本宮行政局	評 価
小項目		ページ	109	4

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

取組	①本宮地域は路線バスの便数が少なく、また、運行がない地区も多いことから、本宮保健福祉総合センターを起点とした住民バス7路線が運行されている。通学兼用の静川・上大野線（平日運行、1日1往復）及び土河屋・本宮線（平日運行片道のみ、1日1便）以外の5路線は、週1日（1.5往復）の運行となっている。 ②おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、NPO法人本宮あすなろ会が市の委託を受けて、月2回を限度に本宮地域内の医療機関へ無料送迎する外出支援を行っている。 ③要介護認定者及び要支援認定者や身体障害者等を対象に、NPO法人本宮あすなろ会が、市内及び周辺市町村への外出に利用できる福祉有償運送を行っている。
成果	②外出支援事業については、令和7年1月1日現在登録者は172人で、令和6年4月から12月までの間で、延べ987件利用されている。 （利用実績：令和4年 1,791件、令和5年 1,503件） ③福祉有償運送については、令和6年3月31日現在登録者は254人で、外出支援事業と併せて、交通機関の利用困難な山間部の高齢者等の移動手段となっている。 （利用実績：令和4年 826件、令和5年 784件）

3 課題及び今後の方針

課題	いずれの事業についても、本地域の高齢者にとっては必要不可欠な支援事業であり、引き続きサービスの継続と内容の充実を図る必要がある。
今後の方針	引き続き各行政局における医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進	ページ	114	4

1 事業の概要

高齢者や障害者の就労を支援していくため、シルバー人材センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労支援体制の構築に努めます。

2 取組及びその成果

取組	(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進【高齢者】 高齢者に対する雇用・就労支援として、田辺市シルバー人材センターに運営費補助金を交付している。各行政局管内において、平成18年度に龍神支部・中辺路支部、19年度に本宮支部、20年度には大塔支部を設置。平成23年3月には高齢者雇用促進施設を整備し、田辺市シルバー人材センターの事務所を移転させ、高齢者の多様な就業ニーズに対応出来る雇用促進の拠点となるよう継続して支援を行っている。
	成果 ①シルバー人材センターへの登録者数 令和2年度309名、令和3年度357名、令和4年度361名、令和5年度343名 ②助成対象者数 令和2年度4名、令和3年度2名、令和4年度2名、令和5年度2名

3 課題及び今後の方針

課題	少子高齢化が進展する中、長年の職業経験により蓄積された高齢者の能力が活かされる場所として、シルバー人材センターの存在・役割はますます重要なものとなってきている一方で、厳しい経済情勢の下、センター事業の運営において、更なる機能強化・活性化が必要になっている。 ①登録者数は横ばいであり、今後も継続してシルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援体制構築に務める。 ②研修修了、ホームヘルパー資格を有していてもシルバー人材センターへ登録する者が少ないことから、事業の周知を徹底していく。
今後の方針	引き続き、福祉的就労の場の確保、一般就労への取組を続ける。 ①今後も継続してシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の就労支援体制構築に務める。 ②年会費等助成事業の周知徹底していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進	ページ	114	4

1 事業の概要

高齢者や障害者の就労を支援していくため、シルバー人材センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労支援体制の構築に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●障害者の就労支援については、障害福祉サービスを利用する方に対し、障害福祉室で申請者の調査を実施しニーズを把握するとともに利用者の適正に応じたサービスの支給決定を行っている。 ●ハローワークとの連携については、障害福祉サービスで就労継続支援A型を利用される方やハローワークの障害者雇用を利用される方について、ハローワークの助成金の関係で情報交換を行うことが多く、必要に応じて連携している。 ●障害者・就業生活支援センター アンカーについては、運営費の市町村補助を関係市町で行うとともに、協議の場で情報交換したり、障害福祉サービスを利用しない方で同センターの利用が望ましい方にセンターの案内をするなど必要に応じて連携、情報共有している。 ●福祉的就労からの一般就労につながったケースもあり、令和5年度実績については9人である。 ●障害福祉サービスの一つである「就労定着支援」の利用により、福祉的就労から一般就労につながった方で、引き続き支援を要する障害者に対し、支援を行った。
成果	●障害者のニーズに応じた支援ができた。 ●ニーズの違いにより、関係機関と連携してより効果的な対応が出来た。 ●障害児・者相談センター「にじのわ」による就労に関する支援について、令和6年12月末時点においては322件であった。

3 課題及び今後の方針

課題	●障害者それぞれの用途に応じ利用する制度が異なるため、障害者のニーズを正確に汲み取り、関係機関が連携して支援していく必要がある。 ●3者（市、ハローワーク、障害者・就業生活支援センター）は、それぞれ必要に応じ個別に協議しているが、3者が一同に集う場がないため今後情報共有として協議する場面を作る必要がある。 ●福祉的就労から一般就労につながっても離職するケースがある。
今後の方針	●引き続き、関係機関との連携を密にし障害者のニーズに対応できるよう就労支援に取り組んでいく。 ●必要に応じ、一次相談として障害児・者相談センター「にじのわ」につなぎ、本人のニーズを正確に把握するとともに、関係機関が情報を共有しつつ連携を図っていく。 ●障害福祉サービスの「就労定着支援」について、より積極的に活用するよう関係機関と連携する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	たなべ営業室	評 価
小項目	(2) 社会的企業の支援	ページ	114	4

1 事業の概要

これまでのボランティア活動とは、一般的に無償で非営利の活動が基本とされていますが、「社会的企業」は、「ソーシャル・エンタープライズ」や「ソーシャル・ビジネス」とも言われるように、様々な社会的課題に対して、収入を得る活動を展開することで持続可能な仕組みをつくり、課題解決を図っていく取組です。

2 取組及びその成果

取組	人口減少を起因として生じる空き家や空き店舗の増加、地域の担い手が不足する等の地域課題の解決や、世界文化遺産「熊野古道」や世界農業遺産をはじめとする多くの地域資源の活用に向け、企業の営利活動との共通項を探し出し、本業を活かして出来るビジネスモデルの創出、ビジネスリーダーの育成を目指した「たなべ未来創造塾」を2016年（平成28年）に創設。段階を経ながら人材を育成することにより、ビジョン構築能力、リーダーシップ、意志力、行動力等の資質の習得並びにプロジェクト創出による地域課題の解決と地域経済の活性化の実現、地域の担い手育成、CSV（共通価値の創造）の醸成に向け、継続して取組を進めている。 ※概要は別紙「たなべ未来創造塾概要」を参照
成果	第8期（R5年度）までで95名の修了生を輩出。R6年度現在、第9期（塾生13名）を開講中。修了生は、塾を通して構築したビジネスプランを中心として、継続的な活動に取り組んでおり、一部では新たな雇用も生み出している。

3 課題及び今後の方針

課題	特になし。
今後の方針	継続して実施していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(3) 福祉施設への優先発注の推進	ページ	114	4

1 事業の概要

地方自治法施行令では、市が福祉施設等との間で随意契約のできる範囲が、物品の買入れだけでなく役務の提供についても含まれていることから、就労継続支援事業所などに通う障害者の作業賃金の向上を図るため、この制度の活用を図ります。

2 取組及びその成果

取組	●「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成25年4月1日に施行されたことから、「田辺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成26年度に作成し、前年度の発注実績を上回ることを目標に取り組んでいる。 ●発注の依頼を受ける障害者就労施設等の窓口として、西牟婁圏域自立支援協議会就労部会を位置付け、受注に取り組んでいる。
成果	令和6年度の調達実績は、現時点では年度途中であるため不明であるが、令和5年度の調達実績は3,543万8,533円で、目標値の100.4%であった。

3 課題及び今後の方針

課題	●障害者就労施設等が「自治体や事業所から必要とされる物品の確保（数量と品質）や役務の提供ができるのか」が課題である。 ●優先調達制度について、行政間でも認知されていない部分もあるため更なる周知が必要である。
今後の方針	●西牟婁自立支援協議会就労部会において受注可能な商品や役務の一覧表をデータ化し、随時更新するなどして、円滑な受注体制を整える。 ●庁内への障害者優先調達推進法の再周知と、更なる庁内からの障害者就労支援施設への発注の働きかけを行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(4) 農福連携・六次産業化の推進	ページ	114	4

1 事業の概要

本市では、障害者が農作業の体験をできる就労継続支援事業所を中心に、多様な形態での農福連携が行われていますが、障害者の就労支援を行うには、障害に対する正しい理解を得るとともに、本人の特性及び意向を尊重した就労内容の検討が大切であることから、引き続き、障害特性等を踏まえた就労を支援できる取組を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●就労継続支援事業を実施している複数の事業所で、直接農業を実施し販路開拓、売り上げ向上につながっている。 ●梅の加工販売（二次加工）に取り組むことで、より付加価値をつけて収入が増加するように事業所が努力している。 ●和歌山県が令和3年度から実施している農福連携により、梅の作業を受託する事業所が増えるなど農福連携が進んでいる。
成果	●農作業の担い手不足が解消されるとともに、障害者へ理解の普及と障害者の工賃向上につながるとともに、障害者の生きがいづくりの一つとなった。 ●一昨年度から和歌山県が農福連携事業を実施していることもあり、各種広報等や新聞に掲載されることで広く認知された。

3 課題及び今後の方針

課題	●農作業のマッチングをスムーズに行うことで、効率的な農家のニーズの把握を図る必要がある。 ●障害者の工賃向上につながるよう作業受託料の向上と地域農業全般の活性化に伴う作業ニーズの増加
今後の方針	●引き続き、就労継続支援事業所の支援を行う。 ●農福連携における情報提供を行う。 ●和歌山県が実施する農福連携事業において、和歌山県が作製しているマッチングフォームを利用した申込の簡素化により、より事業所への作業受託を増やす。 ●農業担当課と連携することで、より効率的な作業受委託を進める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進	ページ	115	4

1 事業の概要

福祉サービスの利用契約化が進められている状況や、障害者や高齢者が悪質商法等の被害に遭っている現状を踏まえ、本制度の周知を図るとともに、利用を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	判断能力に不安のある高齢者・障害者等を対象に、福祉サービスの利用支援を行っている。
成果	権利擁護体制の構築に積極的な対応が求められる中、年後見に係る中核機関「権利擁護センターたなべ」の運営を受託し5年目になる。従来から実施している福祉サービス利用援助事業と法人後見事業と併せて、権利擁護に関する総合相談及び成年後見制度の利用支援を行っている。 福祉サービス利用援助事が関係機関に周知され、利用者件数は102名（高齢者44名、障害者55名、その他3名）【12月末現在】で今後も増加する可能性がある。

3 課題及び今後の方針

課題	●福祉サービス利用援助事業が関係機関に周知され、利用者が増加する一方、それを受け入れる人員が不足している。 ●福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への円滑な移行ができていない。
今後の方針	高齢者や障害者等、誰もが安心して相談できる体制づくりとして、中核機関となる「権利擁護センターたなべ」と連携を図りながら、引き続き、判断能力に不安のある高齢者・障害者等を対象に、福祉サービスの利用支援を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(2) 成年後見制度の利用促進	ページ	115	4

1 事業の概要

権利擁護センターたなべを中心として制度の普及啓発活動に取り組むとともに、制度利用にかかる相談や紹介、利用支援に努めるほか、必要に応じて市長による成年後見人等の選任の申立ての実施、法人後見の活用や後見人等への相談支援、市民後見人の養成についての検討など、相談・支援体制の強化を図ります。

2 取組及びその成果

取組	● 権利擁護支援が必要なケースについて多機関検討会議を実施し、成年後見制度利用検討会議の助言を得て、制度利用の可否や支援方法の検討、必要に応じて市長申立てを行った。 ● 福祉サービス利用援助事業の利用者で判断能力が著しく低下している利用者については、成年後見制度への移行支援を行った。 ● 法人後見を行っている事業所の個別ケースについて相談助言を行った。
成果	● 成年後見制度などの権利擁護支援が必要な対象者に対し、適切な支援が行われるよう支援を行うことができた。 多機関検討会議9回、成年後見支援事業会議9回、市長申立1件、申立支援5件 ※件数等数値は令和6年12月末の値

3 課題及び今後の方針

課題	担い手の育成（法人後見、市民後見人など支援者の養成）、高齢者あんしん生活支援事業の周知。
今後の方針	権利擁護支援が必要な対象者に対し、適切な支援内容の検討を行うため、必要に応じ、司法・福祉等専門的な観点から多角的に行われるような体制づくりを検討する。担い手の育成については、県が示す市民後見人、法人後見実施団体の育成方針を確認し、県と連携し、担い手の育成について協議を重ねる。高齢者あんしん生活支援事業についても、利用しやすい事業となるようさらに検討を重ねる。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 成年後見制度の利用促進	ページ	115	4

1 事業の概要

権利擁護センターたなべを中心として制度の普及啓発活動に取り組むとともに、制度利用にかかる相談や紹介、利用支援に努めるほか、必要に応じて市長による成年後見人等の選任の申立ての実施、法人後見の活用や後見人等への相談支援、市民後見人の養成についての検討など、相談・支援体制の強化を図ります。

2 取組及びその成果

取組	●令和4年度に成年後見制度利用支援・法人後見制度利用促進事業実施要綱を制定し、成年後見制度の普及啓発等において「権利擁護センター」で障害分野も対象として追加された。 ●委託先【田辺市社会福祉協議会（権利擁護センターたなべ）】と委託契約を締結した。令和6年度委託料は4,500千円で、内訳は、人件費：約3,540千円、事務費：660千円、事業費：300千円 ●制度の理解と利用の促進、関係機関との連携や権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの構築のため、令和4年10月1日に、「権利擁護センターたなべ」を成年後見制度利用促進中核機関として位置付けた。 ●障害分野も含めた啓発パンフレットの作成と設置 ●成年後見制度について、法人後見にかかる研修会を開催 ●ホームページへの掲載やFacebook等SNSへの掲載 ●月1回権利擁護センター会議の開催 ●年2回あんしんネットワーク協議会の開催 ●成年後見制度利用検討ケース会議の開催
成果	●障害分野に対しても積極的に普及啓発を行うことができている。 ●一次相談を障害児者相談センターや障害福祉室が担い、より専門的な相談を行うための二次相談機関を権利擁護センターが担うことで、相談機能が強化された。 ●検討会議を行うことで、制度の利用可否や支援の方法等を検討することができている。 ●研修会の開催やパンフレットを作成した事で、制度の理解や普及啓発、また利用の促進につながった。 ●協議会の開催において、地域課題や地域における必要な社会資源の抽出を行うことができる。

3 課題及び今後の方針

課題	●後見人等、担い手が不足している。 ●制度の内容が複雑であり、市民の方々への理解や普及啓発等、周知が不十分である。
今後の方針	●受任者調整等の支援強化、また、法人後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）等の担い手の育成活動の促進が必要である。 ●今後、市民の方々や様々な分野において、成年後見制度の周知及び啓発活動、又は研修会等の開催を行う。 ●パンフレット設置個所を増やす。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	自治振興課	評 価
小項目	(3) 悪質商法の防止と救済	ページ	115	4

1 事業の概要

被害を未然に防ぐため、地域において啓発講座や学習会を開催するなどの被害防止に向けた活動を推進します。また、消費者トラブルの解決を図るため、消費生活相談員による消費生活相談窓口を設置し、助言やあっせんを行います。

2 取組及びその成果

取組	● 広報・啓発活動 ①令和6年4月28日（商工フェア内で「消費生活を考えるみんなの広場」を開催） ②令和6年5月21日（5月の「消費者月間」に市内量販店で街頭啓発） ③令和6年11月23日～24日（生涯学習フェスティバルで消費生活に関する啓発を実施） ④令和6年12月21日（市内量販店で消費者被害者防止月間の啓発として街頭啓発） ⑤広報田辺（令和6年4月号・令和7年1月号）に生活安全コラムを掲載 ⑥消費者啓発講座の実施 ⑦消費者啓発用小学生向けリーフレット配布 ● 消費生活相談員による消費生活相談窓口の設置
成果	● 広報・啓発活動 ①消費者クイズに1日で100名が参加。花苗及び啓発物品を約400人に配布。 ②啓発物品を約150名に配布 ③啓発物品を約450名に配布 ④啓発物品を約200名に配布 ⑤広報田辺発行部数34,200部/月 ⑥啓発講座 実施回数8回 参加者計200名（令和6年12月末現在） ⑦市内小学4年生（485名）に配布 ● 消費生活相談件数 126件（令和6年12月末現在）

3 課題及び今後の方針

課題	● 直近で問題となっている詐欺や悪質商法等の手口について市民が知る機会が少ない。 ● 高齢者向けの広報啓発はできているが、若年層に対する啓発不足を感じる。 ● 消費者被害の防止や早期発見のため、地域での見守り活動から消費生活相談につなげられるようにする必要がある。
今後の方針	● 街頭啓発、啓発講座、広報紙、ホームページ・SNS等を利用し広報・啓発活動を行う。 ● 若年層に対して、効果的な啓発の方法や取り組み等について検討する。 ● 地域包括支援センターや民生児童委員協議会などの見守り活動を行っている団体に対する情報提供を行うとともに、被害が生じた場合に消費生活相談につなげられる体制の構築に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	龍神行政局	評 価
小項目	(1) 集落支援員制度の充実	ページ	116	4

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●訪問活動⇒村内7地区の一人暮らしの高齢者宅を月に1回程度訪問して、住民への声掛けや軽作業のお手伝い等住民個々の状況にあった対応を行っている。また、行政から送付される文書や困り事の相談等を聞き取り、行政機関へ伝達するなどの橋渡しの役割も担っている。 ●生活道路の巡視⇒大雨、台風後に地域の生活道路等の巡回調査を行う。また、必要に応じて生活道路等の整備作業の応援を行う。 ●関連事業⇒地域関連イベントへの参加応援等。
成果	●支援員が訪問し高齢者の方と接する機会をもつことで、高齢者の不安や困りごとを取り除く支援ができています。 ●生活道路等の整備作業の支援を行うことで、高齢者が地域で安心して生活できるよう手助けができています。 ●地域関連イベントへの参加応援等を行うことによって、地域おこし、地域活性化の支援につながっている

3 課題及び今後の方針

課題	●集落内の人口減少や高齢化が進んで今以上に限界集落が増えてくることが予想され、各集落では、自治機能が低下し集落の維持や集落間の相互支援が出来なくなるおそれがある。 ●集落内に居住する高齢者はもとより、壮年世代の住民でも生活に困る状況が出てくるなど、今後、集落支援員が必要とされる場面が増加し、支援内容も広範囲に及ぶことが予想される。
今後の方針	現行の集落支援員3人体制では、今後、支援員の需要の高まりに対応することが出来なくなり、支援内容の質の低下を招くことになるため、集落支援員を増員し体制強化を図る必要がある。 状況を注視しつつ関係部署に働きかける必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	中辺路行政局	評 価
小項目	(1) 集落支援員制度の充実	ページ	116	4

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

取組	1. 限界集落訪問活動 限界集落内の主に独居高齢者宅を訪問し、声掛けを行いながら安否確認等を実施した。対象者24名に対し、週2回の訪問を行った。 2. 行政情報の伝達 文書配布や行政無線では伝わりにくい情報や依頼等の内容を、担当課（者）に代わり個別に連絡や依頼等を実施した。顔見知りの支援員が説明等を行うことにより、高齢者の方が安心できる対応を行った。
	令和3年度 訪問戸数 延べ2,752件 令和4年度 訪問戸数 延べ2,611件 令和5年度 訪問戸数 延べ2,136件 令和6年度 訪問戸数 延べ1,200件（令和6年4月～12月）

3 課題及び今後の方針

課 題	●市は、限界集落対策として平成21年度から「元気かい！集落応援プログラム」により集落の維持活性化に努めているが、進む高齢化及び人口減少から、現状では集落の社会的共同生活の維持すら困難になってきており、一歩進んだ集落再生に向けた施策の展開が喫緊の課題である。 ●集落支援員の活用の課題としては、限界集落ではない地域（高齢化率50%未満）の独居高齢者のケアが出来ていない。
今 後 の 方 針	●集落支援員が個別訪問等で得た個々の情報を、住民福祉課や中辺路包括支援センターと共有することで、医療・介護・生活支援等のサポートにつなげる。 ●単に高齢化率だけで支援する地域としない地域を分けるのではなく、非限界集落についても地理的状況や周辺環境を考慮しながら、支援できる環境を整えていけるよう関係課と協議を行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	大塔行政局	評 価
小項目	(1) 集落支援員制度の充実	ページ	116	5

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●【訪問活動】⇒基本的に月1回から2回の訪問。対象約150件（富里地区約80軒、三川地区約70軒）。特に心配な案件は訪問（安否確認）回数を増やしている。 ●【生活道路巡回、集落住民の作業補助】⇒道路等の安全確認と異常の発生を報告した。軽易な落石・倒木・側溝土砂を撤去した。限界集落内の沿線草刈り作業、集落内小規模水源の清掃を支援した。 ●【地域の催し等への協力】⇒地区自主イベント等への準備、支援を行う。 ●【ふるさとセンター大塔（道の駅）への品物集配】⇒ふるさとセンター大塔（道の駅）へ三川地区会員の農産物等を集配した。（毎週金曜日）
成果	①高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会は、重層的かつ多様なメンバーで構成されており、当市の高齢者・障害者虐待防止体制の基盤となるもので継続していくことに意義がある。 ②迅速な調査・事実確認・相談対応が行えた。 ③広報田辺への掲載により、地域住民全体に知っていただく事で虐待防止につながる抑制となった。

3 課題及び今後の方針

課題	①地域での住民による活動（自治会や「たなべあんしんネットワーク」などの地域組織）との連携が不十分である。 ②広報田辺への掲載以外にも、啓発活動を行っていく必要がある。
今後の方針	●集落支援員（産業建設課）間の情報共有、他部署との情報共有を強化することとし、行政全体で連携し高齢者集落を支える。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	本宮行政局	評 価
小項目	(1) 集落支援員制度の充実	ページ	116	4

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

取組	①住民への声掛けにより安否確認を行うとともに、相談や心配事などの聞取りを実施し、住民と行政機関とのパイプ役として活動。（対象者 93件） ②実施困難となってきた集落沿線の除草、側溝の土砂除去など、限界集落の環境整備を実施。 ③四村川活性化委員会が取り組む、朝市やあまご養殖事業の後方支援により、地域の活性化に向け生産者の生産意欲向上を図る。
成果	①高齢者にとって、行政を身近に感じることができ、さらに不安解消など生活上の安心につながっている。（延べ訪問実績：令和4年 601件、令和5年 571件、令和6年 ※12月時点で539件） ②定期的な清掃活動により、集落の維持管理の一役を担っている。 ③毎週土曜日に開催される「よむら朝市」は、令和6年で開設10周年を迎えた。平均10世帯の生産者が定期的に出荷を続けており、売上額は年々増加してきている。

3 課題及び今後の方針

課題	行政局管内の人口減少が急速に進み、高齢化率は50%を超え、支援を必要とする住民は加速度的に増加している。集落の自治力の低下は、地域行事の廃止等自治会活動にも支障を生じており、今後、限界集落となる自治会が増加し、集落間での支援活動が困難となることが予想されるため、集落の維持に向けた更なる支援・取り組みが必要である。
今後の方針	生きがいの感じる暮らしやすいまちづくりに向け、地域住民の声を幅広く吸い上げ、集落活性化に取り組んでいくとともに、訪問で得られた情報は、関係部署と共有し、生活支援や各種サービスの利用につながるよう取り組む必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	龍神行政局	評 価
小項目	(2) 買い物支援等の取組の推進	ページ	116	3

1 事業の概要

集落支援員による地域の実情に合った活動を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●関係各課と買い物支援サービスの現状と今後行政としてどのような支援体制がとれるかなど、課題の共有と対応検討を行った。
成果	行政局内の買い物支援サービスの現状把握と情報の共有を図ることができた。

3 課題及び今後の方針

課 題	●生鮮食品を扱う1店舗が令和5年9月に閉店し龍神管内の買い物事情は悪化したが、令和6年10月にコンビニエンスストアが開店し買い物事情は幾分か改善している。 ●集落支援員が月1回程度の訪問を行っている中、買い物支援策に結び付けていくのは難しい状況がある。 ●現在、民間の移動販売が小家から湯ノ又まで販売事業を行っているなかで民間の移動販売車との連携が必要である。
今 後 の 方 針	●集落支援員が買い物支援を行うには、訪問回数や代金の取扱いのこともあり、龍神地域での実用化にはハードルが高いように思われる。 ●商店、移動販売、ネット販売等色々な購買手段があるなか、地域住民として何が必要か見極めが必要である。 ●移動販売事業者は、龍神村小家地区から湯ノ又地区まで事業を展開してる。地域でまとまって購買者を確保できれば、販売事業者も販路拡大の検討がしやすくなる。今、地域からそのような要望等は入ってきていないが、地域からの要望等があれば、業者との橋渡しや後押しをする必要がある。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	中辺路行政局	評 価
小項目	(2) 買い物支援等の取組の推進	ページ	116	4

1 事業の概要

集落支援員による地域の実情に合った活動を推進します。

2 取組及びその成果

取組	平成23年10月から商工会と連携し買い物支援事業（集落支援員が個別訪問時に買い物の注文を受け、翌週に各商店から買い付けた商品を訪問時に届ける）を実施している。 限界集落に住む独居老人（対象者24名）に対し、週2回行う訪問の際、希望者に対し買い物支援を行った。				
成果	令和3年度	支援戸数	延べ	152件	利用金額198,365円
	令和4年度	支援戸数	延べ	152件	利用金額176,665円
	令和5年度	支援戸数	延べ	117件	利用金額186,880円
	令和6年度	支援戸数	延べ	55件	利用金額88,089円（令和6年4月～12月）

3 課題及び今後の方針

課題	●注文を受けてから翌週に配達をするため、急なニーズには対応できない。 ●平成29年度からJAの移動販売が始まって以降は取扱い量が減っている。
今後の方針	ニーズがあるうちは現状の取組を継続しつつ、JAの移動販売の動向を注視していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化			
項 目	6. 地域活性化（地方創生）	担当課	たなべ営業室	評 価
小項目	(3) 地域おこし協力隊の導入	ページ	116	3

1 事業の概要

地域おこし協力隊（持続可能な地域づくりに向け、人口減少や高齢化が進む地域に都市部の人材を配置し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組）の活用事業を募った上で、隊員を派遣し、地域活性化に努めます。

2 取組及びその成果

取 組	●龍神・中辺路地域、上芳養・上秋津地区において、令和3年度採用の隊員2名、令和5年度採用1名、令和6年度採用2名の計5名が、持続可能な地域づくりを目指して、受入団体や地域の皆さんとともに日々活動を行った。 【田辺地域】 受入団体：株式会社日向屋 隊 員：田中和広（大阪府泉南市）＊令和3年度採用（任期：令和6年5月31日まで） 活動内容：農業技術の習得と向上、ツアー等による地域の認知度向上、地域に根付くような企画やイベントの実施による魅力ある地域づくり等 受入団体：紀州ジビエ生産販売企業組合 ひなたの杜 隊 員：中田竣也（奈良県奈良市）＊令和5年度採用 滑動内容：獣害を起こすイノシシやシカの捕獲、ジビエ技術の継承、ジビエのブランド化推進・商品開発等、地域課題を新たな地域資源として活用する取り組み 受入団体：株式会社秋津野 隊 員：問山美海（大阪府大阪市）＊令和6年度採用 滑動内容：都市農村交流施設「秋津野カルテン」の業務、社会人ワークホリデー需要の拡大と受入サポート、地域づくり学校の運営サポート等 【龍神地域】 受入団体：株式会社龍神村 隊 員：手塚聖香（千葉県船橋市）＊令和3年度採用（任期：令和6年5月31日まで） 活動内容：ツアーの企画、龍の造形大賞・ドラゴンミュージアムの展示・運営、龍神地域内の各種コンテンツ活用及び情報発信、癒しフェスの開催等 【中辺路地域】 受入団体：田辺市定住支援協議会 隊 員：中山耕太郎（東京都杉並区）＊令和6年度採用 活動内容：空き家の掘り起こし及び空き家利活用に向けたイベント、移住コーディネート、情報発信等 ●未採用の令和6年度隊員募集を引き続き行うとともに、令和7年度活用事業・受入団体、隊員を募集した。
	●令和6年度の活動概要 【田中隊員】農作業を通して技術の取得・向上。地元産品を使った商品開発。催事やイベント参加。 【手塚隊員】龍神村ドラゴンミュージアム・ドラゴンパークの運営。龍の里づくり委員会への参画。癒しフェスの開催。ヨガ教室講師等。 【中田隊員】霞の見回り・個体回収。ジビエの解体・加工作業（技術取得）。農作業の手伝い。商工会フェアや商談会、各種講習会への参加。施設の視察対応。 【問山隊員】農家レストラン業務・メニュー開発、農園部の農作業、イベント企画への参画、情報発信。 【中山隊員】空き家調査、不動産屋等との調整、教育移住希望者への地域紹介・移住相談。 ●令和6年度採用のうち、新庄漁業協同組合、田辺市定住支援協議会のもう1人の計2人の隊員を再募集。株式会社南紀みらいの1人は隊員が決定し、令和7年2月から着任予定。 ●令和7年度事業は、公募により公益財団法人天神崎の自然を大切にすると四村川活性化委員会の2事業を選定。10～11月の隊員募集では応募がなかったため、再募集を行い、令和7年度中の隊員選定を目指す。

3 課題及び今後の方針

課 題	●隊員の応募が少なく、令和6年度採用2名、令和7年度採用2名の隊員が決まっていない。募集の方法等を見直し、より効果的な隊員募集を行う必要がある。 ●令和7年度は隊員数が最大で8名になり、サポートや活動状況の把握が今よりも行き届かなくなることが心配される。定期ミーティング（月1回）や受入団体との打ち合わせを丁寧に行い、担当部署とも連携しながら充実した活動にする必要がある。 ●令和7年度で中田隊員の任期が終了する。任期終了後の活動事業の定着、隊員の定住に向けて隊員・受入団体との協議を密にしてサポートしていく必要がある。 ●地域おこし協力隊制度の運用は、それぞれの地域特性に応じた取組が重要であり、定型化、業務化されたものではないため、地域や隊員、行政にとってもより良いあり方、地域おこし活動を模索している状況にある。本制度に取り組む団体や隊員数は全国的に年々増加しており、これまでの取組の検証や全国の事例を研究し、隊員が「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を目的とした本制度を最大限に有効活用できるよう、事業のあり方を常に検討し更新していく必要がある。
今 後 の 方 針	●地域おこし協力隊制度は、隊員との協働による、地域が主体となった持続可能な地域づくりの醸成とその地域への新たな人の流れを創出することが目的であり、今後も隊員・地域・行政の連絡を密にして意思疎通や調整、連携を図っていく。 ●3年後の隊員の定着・定住に向けてのサポート体制について、県の隊員研修や協力隊ネットワーク組織を活用するとともに、国の制度や他の自治体の状況等を注視しながら支援制度の充実を図り、地域とともに支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第4節 成年後見制度の利用促進～田辺市成年後見制度利用促進基本計画～			
項 目	3 具体的な取組	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(1) 制度に対する関心を高め、制度の理解（周知）と利用しやすい環境づくり	ページ	122	4

1 事業の概要

制度の周知・啓発、相談窓口の設置・相談機能の強化、制度の適正な利用と利用支援、制度運用に必要な人材の養成を推進します。

2 取組及びその成果

取組	権利擁護センターたなべを田辺市社協に委託しており、成年後見制度の相談対応を行っている。 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、関係機関に配布して制度の普及啓発を行った。また、事業所を訪問し制度の説明を行ったほか、福祉サービス事業に従事する職員向けの成年後見制度に関する研修会を開催した。
成果	成年後見制度を広く周知するために様々な場面で啓発活動を行った。具体的には、介護予防事業の講習会での啓発を実施し、その中で、制度の詳細や利用のメリット、手続きの方法等を解説、同時に個別の相談にも応じた。また、関係機関や民生委員・児童委員からの依頼に対しては、研修会を開催し、制度の重要性や地域での利用推進の必要性を伝えた。こうした啓発活動の結果、成年後見制度への理解が深まり、制度を適切に利用する為の環境が整いつつある。

3 課題及び今後の方針

課題	制度の利用促進のためには、地域住民一人ひとりが成年後見制度について知り、理解していることが必要である。しかし、現在でも制度の認知度や理解度が不十分であり、制度を適切に活用していただくためのサポート体制も強化が必要であると思われる。特に、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者に対するサポートが不足しており、大きな課題となっている。
今後の方針	成年後見制度の利用促進に向けて更なる取組を進めていく。まず、制度周知のための啓発活動には引き続き注力し、具体的な利用事例を交えた解説等で、より理解を深めていただけるよう工夫する。また、相談窓口の設置や相談機能の強化も進め、市民の皆様が気軽に利用できる環境を整える。さらに、制度運用に必要な人材の養成にも力を入れ、質の高いサポートが提供できるよう努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第4節 成年後見制度の利用促進～田辺市成年後見制度利用促進基本計画～			
項 目	3 具体的な取組	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(2) 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり	ページ	124	4

1 事業の概要

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置と運営を推進します。

2 取組及びその成果

取組	成年後見制度の利用促進に関する関係団体及び機関の相互連携や地域課題の検討、調整、解決等に関する協議、支援を行う協議体「田辺市成年後見制度利用促進あんしんネットワーク協議会」を設置し、年2回開催している。
成果	権利擁護センターたなべを中心に、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、裁判所、社会福祉協議会等と包括的に連携し、広範囲な支援を提供できる体制を整えることができ、成年後見制度の適切な利用と相談体制の強化を実現した。また、早期に問題発見し適切な支援につなげる体制を確立する一方で、高齢者や一人暮らしの高齢者に対し、迅速で適切な援助を提供する体制も整えることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	高齢者や障害者が制度の存在や利用方法について十分に理解していないという課題があり、制度を利用するべき人々が適切な支援を受けられない原因となっている。また、関連機関の連携体制は形成されつつあるが、より具体的で効率的な連携を進めるための取組が求められている。さらに、専門職の育成と人材確保も大きな課題となっており、成年後見制度の普及と高齢者の適切な支援には、専門性を持つ人材が十分に確保されることが重要になってきている。
今後の方針	今後は、成年後見制度の周知活動を更に強化し、制度を必要とする高齢者や障害者に対して情報が十分に行き渡るよう努める。また、関連機関の連携体制をより具体的かつ効率的に構築するための戦略を策定し、実行に移していく。さらに、専門性を持つ人材が十分確保されるよう、育成を通じた人材確保を推進し、専門職の養成や研修を充実させサービスの質向上を図る。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	1. 啓発活動の推進	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目		ページ	126	4

1 事業の概要

地域で生じている課題やボランティア活動の紹介なども含め、地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

2 取組及びその成果

取組	介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビング等、住民の集まる機会を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動を行っている。
成果	小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化を推進することができた。

3 課題及び今後の方針

課題	情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら、媒体ごとにわかりやすさを心掛けているが、必要な情報が伝わっているかを把握することが難しい。
今後の方針	高齢になれば、広報紙やテレビ、ラジオ、インターネット等の媒体よりも、直接的に人を介して情報を入手することが求められるため、「あんしんネットワーク」活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会の場が持てるよう引き続き支援していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	2. 福祉教育の推進	担当課	学校教育課	評 価
小項目	(1) 学校における福祉教育の推進	ページ	126	4

1 事業の概要

市内小中学校では、福祉学習の一環として、社協と連携し、福祉教育・ボランティア学習出張講座を実施し、障害者に関する合理的配慮等、各種障害への理解を進めており、今後は、やすらぎ対策課が実施している「認知症サポーター養成講座」を広く周知し、認知症理解の推進に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●「ふくしのおはなし」として、福祉とは何かについて学び考える学習 ➡小学校9校、中学校2校 ●高齢者への理解➡小学校10校、中学校3校 ●視覚障害への理解➡小学校17校、中学校1校 ●聴覚障害への理解➡小学校14校、中学校5校 ●肢体障害への理解➡小学校8校、中学校2校 ●知的・発達障害への理解➡小学校4校、中学校2校 ●福祉の仕事について➡小学校3校 →これらの福祉に関わる学習は、各1時間又は2時間の枠で、講義、講話、体験等を行うことで理解を深める。 ●「認知症サポーター養成講座」➡小学校9校、中学校3校 →1時間の枠で、認知症に対する正しい知識等についての理解を深める。
成果	●福祉学習は、各校において総合的な学習の時間等に位置付け、教科横断的な学習を展開している。福祉教育の導入段階では、社会福祉協議会担当からの話により、福祉について理解する第一歩として、児童生徒の理解につながっている。 ●様々な立場の方の障害や生活を知ること、児童生徒の視野が広がり、自分の生活と置き換えて考えたり、普通に生活していることの意味やそれぞれの立場を深く考えたりすることができている。さらに、障害のある方の声を聞くことで、生活での苦労を知る一方で、考え方を理解し、気持ちや思いに触れ、自分たちにできることは何か、誰もが暮らしやすい社会とは何か等、自分事として捉えた学習となり、引き続き、社会福祉協議会・やすらぎ対策課との連携をとり、児童生徒の福祉学習の充実を図ることができるよう努めていきたい。

3 課題及び今後の方針

課題	出張講座、養成講座が単発の取り組みになってしまい、教育的効果を引き出せていない現状がある。福祉の視点をもって教科指導を充実させていくことや事前学習・事後学習の充実、系統立てた取組を計画するよう各校に周知していきたい。今後も出張講座、養成講座の活用についての啓発を進めていく必要がある。
今後の方針	学校と社会福祉協議会との連携による福祉学習については、引き続き多くの学校で展開できるように進めていきたい。また、学校においては、さらに福祉教育の理解が深まるよう、福祉学習を各教科との横断的学習として計画し、体験型の学習を多く取り入れられるよう取り組む。また、認知症サポーター養成講座については、実施する学校数が増えていることから、体験的な学習を取り入れることで、高齢者福祉に関わる理解についてもより深まるように継続的に進めたい。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	2. 福祉教育の推進	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) 学校における福祉教育の推進	ページ	126	4

1 事業の概要

市内小中学校では、福祉学習の一環として、社協と連携し、福祉教育・ボランティア学習出張講座を実施し、障害者に関する合理的配慮等、各種障害への理解を進めており、今後は、やすらぎ対策課が実施している「認知症サポーター養成講座」を広く周知し、認知症理解の推進に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●学社融合の推進と福祉教育の充実を目的として、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に、地域づくり活動や高齢者・障害者との交流、助成金を使っのての子どものボランティアを推進する事業を展開している。 ●環境美化活動や収集・募金活動など、一般のボランティアへ積極的に参加している。 ●毎年、市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に、学校教育課・社会福祉協議会の共催で研修会を実施している。学校教育課からは、市の福祉教育の現状及び福祉教育の位置付け、今後の学校での福祉教育の充実に向けてのポイントについて説明を行っている。また、社協からは、「福祉教育・ボランティア学習出張講座」の紹介とともに、「社会福祉協議会がすすめる福祉教育」についての実践報告を行っている。
成果	●学社融合の視点で福祉教育を推進し、単発の取組で終わらないよう教職員の意識を高める。 ●現在の各学校の取組も活性化しているが、キャリア教育の視点で福祉教育を推進し、学校の教育活動全体の中に効果的に位置付けていくことも考えられる。 ●総合学習のカリキュラムが福祉教育に位置付けられて、総合学習＝社会福祉協議会が進める福祉教育となり教育の一翼を担っている。

3 課題及び今後の方針

課題	毎年、市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に研修会を実施しているが、形骸化している傾向がある。教諭自らが福祉教育に積極的に授業を行って頂き、それを社協がサポートしていく態勢を構築していきたいが、社協に丸投げ感を感じる。
今後の方針	●社協と関係課等が連携を図り、引き続き、各校の福祉教育の更なる充実のための指導・支援に努めていく。 ●年1回、福祉教育担当教諭を対象とした研修会を実施する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	2. 福祉教育の推進	担当課	生涯学習課	評 価
小項目	(2) 地域を拠点とした福祉教育の推進	ページ	126	4

1 事業の概要

公民館を中心に、障害者や認知症の理解を深めるための学習会等を実施することで、地域住民が集い、話し合う中で、地域の問題に気づき、課題を共有する場を持つことができるよう取り組んでいます。今後も様々な分野における福祉教育を実施していくとともに、ミニ懇談会やふれあいサロンなども活用しながら、住みよいまちづくりのための取組を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●女性会による女性の地位向上、社会福祉の増進に係る各種事業。 ●各地区公民館における高齢者の生きがいづくり、健康増進のための教室、サークル活動及び体育・文化事業。 ●各地区公民館認知症や障害者などの理解を深めるための学習会（人権学習会）。 ●知的障害者対象事業（スプリングコンサート、クリスマスコンサート）。 ●家庭教育支援講座（「乳幼児期の子どもへの関わり」、「子どもたちの未来へのプレゼント～日本の伝統健康食「かんぶつ」の魅力再発見～」、「子どもの歯と口の健康について」）の実施。
成果	●地域住民の生きがいづくり、健康増進につながる場を提供することができた。 ●地域住民の認知症や障害者への理解を深めることができた。 ●障害のある方や子育て中の方に交流の場を提供することができた。

3 課題及び今後の方針

課題	●地域における様々な福祉課題の共有。 ●生きがいづくりや健康増進などに係るニーズの把握。 ●事業への参加者が固定化。
今後の方針	●地域の課題、ニーズに即したテーマを設定し、より多くの方々に参加してもらえるように努める。 ●様々な分野における福祉教育を実施することで、地域住民の理解や関心、意識の向上に努める。 ●参加者を増やすため、公民館報や公民館LINEの有効活用等、広報活動の充実に努める。 ●より活動に参加しやすくなるよう、開催方法等の充実に努める。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	2. 福祉教育の推進	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(3) 市役所庁内における取組	ページ	126	3

1 事業の概要

平成30年に「障害者差別解消法に関する職員対応要領」を制定し、全職員を対象とした障害者差別解消法に関する研修を開催したほか、令和3年には、令和元年度以降の新規採用職員に対して県のあいサポーター研修を開催しました。今後も、全ての職員が障害者に対し、合理的配慮を行い、市民サービスの向上につながるような取組を推進します。

2 取組及びその成果

取組	●障害者差別解消法が、令和6年4月1日に改正されたため、現在の職員対応要領の見直しを検討したが、本市の職員対応要領は改正後にも対応できる内容であったため見直しは行わなかった。 ●市職員が講師となってあいサポーター研修を行えるよう、県主催のあいサポートメッセージ研修を受講予定。
成果	令和6年度に、障害福祉室職員が別件の都合であいサポートメッセージ研修を受講できなかったが、来年は参加予定。

3 課題及び今後の方針

課題	特になし。
今後の方針	新規採用職員や会計年度任用職員を含めた職員研修を開催していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	3. ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO活動 支援体制の整備	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目	(1) ボランティアセンターの機能強化と支援	ページ	127	4

1 事業の概要

ボランティアセンター（ボランティア活動に関心のある住民の相談窓口・情報提供窓口であるとともに、ボランティアの手助けを必要とする住民や団体とボランティアとをつなぐ役割を担っており、入門講座や専門的な講座などを実施しています。）を、住民にとってより活用しやすくするために、広報誌やインターネット、SNSなど様々な媒体による情報提供に努めます。

2 取組及びその成果

取組	●社協は、田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮の各地区事務所をボランティアセンターの拠点として位置付け、ボランティアに関する相談やマッチング、活動支援を行っている。 ●ボランティアセンターを、住民にとってより利用しやすくするため、広報誌「福祉日和」や社協ホームページ、SNS等の様々な媒体による情報発信を行っている。 ●ボランティアを育成する役割として、入門講座（ほっと講座）や専門的な講座（シニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾）等を開催している。
成果	ボランティア参加の現状として、学校との連携により中高生のボランティア体験希望者が一定数確保されている。また、シニア層については上記の各種講座の受講修了者に働きかけ、活動に関わる流れが確立されつつある。

3 課題及び今後の方針

課題	既存のボランティアグループでは、リーダーやメンバーが高齢化して活動の継続が困難になっている現状がある。
今後の方針	●引き続き、ボランティアセンターを住民にとってより利用しやすくするため、広報誌「福祉日和」やホームページ、SNS等様々な媒体による情報発信を行っていく。 ●ボランティアを育成するため、入門講座（ほっと講座）や専門的な講座（シニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾）等を引き続き開催していく。 ●中高生のボランティアを活用し、様々な福祉活動に参画し、活躍の場を提供することで福祉に関心をもってもらえる若者を育成していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	3. ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO活動 支援体制の整備	担当課	自治振興課	評 価
小項目	(2) 市民活動センターとの連携促進	ページ	127	4

1 事業の概要

市民活動やNPO活動に関する中間支援機関として、相談・情報提供・交流・学習会の開催などの活動を行っている市民活動センターがあり、ボランティアセンターと市民活動センターが双方の役割を明確にしつつ、連携を促進していきます。

2 取組及びその成果

取組	ボランティアセンターから市民活動センターに、ボランティアを希望するの対応が引き継がれた場合、市民活動センターにおけるネットワークを活用して市民活動団体を紹介したりしている。また、市民活動センターに来られてボランティアの希望があれば、ボランティアセンターを紹介して引き継ぎをしている。
成果	連携については、特に問題なく行うことができています。

3 課題及び今後の方針

課題	特になし。
今後の方針	市民活動センターの運営を継続するとともに、引続き、ボランティアセンターとの連携を促進する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	4. 様々な世代のボランティア活動等への参加促進	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目		ページ	127	4

1 事業の概要

地域における様々な福祉講座を積極的に開催し、民生委員・児童委員等をはじめとする地域の福祉の担い手づくりと社会参画の促進を図ります。

2 取組及びその成果

取組	●ホッと講座（福祉入門講座）やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾（介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士）を開催し、地域活動の担い手の育成を行っている。 ●平成27年度の介護保険制度改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設した。平成29年度からは、「ご近所ボランティア講座」を開設することにより、地域の支え合いの仕組みづくりとして、新たな人材育成の事業に取り組んでいる。 ●福祉委員を対象にした研修会（「地域福祉フォーラム」）を年1回開催している。
成果	●「活動者の高齢化」する中、新しい担い手を育成した。 ●中学生・高校生のボランティアさんには、社協事業の中で役割をもって頂く場を提供することで、福祉に関心をもってもらえる人材育成に努めた。

3 課題及び今後の方針

課題	●「ご近所ボランティア講座」の受講対象者が60歳以上であるため、受講者が増加しないことや、養成後にシルバー人材センターに登録しても、収入に見合う仕事量を確保することができない。 ●地域福祉フォーラムの参加者は中高年層が多く、若者が参加しやすい内容・広報の工夫が必要である。
今後の方針	●ホッと講座（福祉入門講座）やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾（介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士）を開催し、地域活動の担い手の育成を行っていく。 ●地域の支え合いの仕組みづくりとして新たな人材育成の事業に取り組んでいく。 ●福祉委員を対象にした研修会（「地域福祉フォーラム」）を年1回開催していくとともに、学生ボランティアにも参画する中で、福祉に関心をもってもらえる人材育成に努めていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	人権推進課	評 価
小項目		ページ	127	5

1 事業の概要

地域で様々な課題を抱えている人の存在を認識し、同じ社会の構成員としてお互いの人権を尊重し、支え合うことができるまちづくりを推進します。

2 取組及びその成果

取組	●「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、全庁的に人権施策の推進に取り組んだ。また、女性や子ども、障害のある人、高齢者の人権、同和問題等個別の人権課題については、各部署が主体的に取り組み、市民の立場に立った人権施策に取り組んでいる。 ●国や県、市町村等の行政機関だけではなく、市民組織である田辺市人権擁護連盟や関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携を図り、より効果的な施策の推進に努めるとともに、市民にとって最も身近な相談窓口となるように相談・支援体制の充実を図り人権擁護に努めた。 ●各課における人権施策の取組状況については、「田辺市人権教育啓発推進懇話会」において審議の上、その結果を市長に報告し、適正な人権施策の推進に取り組んでいる。
成果	●令和6年度第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会→令和6年9月30日 ●新規採用職員人権研修→前期 令和6年4月2日 新規採用職員31名 後期 令和6年10月1日 新規採用職員31名 ●定例教頭会人権研修→令和6年7月23日 教職員55名 ●教職員初任者研修→令和6年8月19日 教職員36名 ●男女懇話会人権研修→令和6年10月22日 男女懇話会委員15名 ●社会福祉協議会人権研修→令和6年11月19日 社会福祉協議会職員30名

3 課題及び今後の方針

課 題	社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑かつ多様化しており、近年では「インターネット等による人権侵害」など新たな人権課題も発生している。こうした課題に的確に対応していくため、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、各部署が主体的に、人権施策を推進していく必要がある。
今 後 の 方 針	●今後も、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民、行政及び田辺市人権擁護連盟等の団体、地域、学校、企業等との連携を図る。 ●人権教育・啓発においては、各種講演会や、研修会等のより効果的な手法を検討しながら、継続して取り組む。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	子育て推進課	評 価
小項目	(1) 子どもの人権について	ページ	127	4

1 事業の概要

全ての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、市民一人ひとりの児童虐待防止の意識を高めるとともに、子どもの人権が侵害されることのないように児童虐待の早期発見、防止対策の充実に努めます。

2 取組及びその成果

取組	児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関等が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として「田辺市児童問題対策地域協議会」を設置しており、要保護児童の適切な保護を図り、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議や児童虐待の防止の啓発を行った。また、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能が一体的となり妊娠・出産から子育て家庭の支援体制の充実を図っている。
成果	●児童や保護者に直接かかわる担当者が構成する個別ケース検討会議では、経過等の情報及び問題の把握、家庭支援を含めた援助方法の検討を行う等して、それぞれのケースに即したきめ細やかな対応に努めた。また11月の「児童虐待防止推進月間」には、虐待の発生予防や早期発見・早期対応につながるように市内4か所での街頭啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校へのチラシ配布、オレンジリボンを市職員等に配付・着用を呼びかける等オレンジリボン運動に取り組むことができ、市民の児童虐待防止の意識向上を図ることができた。 ●さらにこども家庭センターにおいて、特定妊婦、要支援児童、要保護児童をはじめとする子育て家庭全般の支援を行うことができた。

3 課題及び今後の方針

課題	児童虐待に対する市民の認識が深まりつつある中、個々のケースに対応できるように実効性のある協議会運営と虐待防止のための啓発が必要である。
今後の方針	関係機関と一層連携強化を図り、地域でこどもを見守っていく体制の強化に努めるとともに、今後も広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	障害福祉室	評 価
小項目	(2) 障害者の人権について	ページ	128	4

1 事業の概要

障害者が、地域社会の中で特別視されることのない社会環境の醸成に努めるとともに、障害者への正しい理解と認識を深めるため、子どもの頃からボランティア活動などを通じ、障害者との交流の機会をつくるなど心のバリアフリーを推進します。また、障害者がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、労働を通じて社会的自立が促進されるための支援を推進します。

2 取組及びその成果

取組	①障害者差別解消法の啓発のための広報を行った。 ②社協が実施する「福祉教育・ボランティア学習出張講座」や手話普及啓発講座（以下「講座」という。）へ手話通訳者を派遣するほか、手話啓発パンフレットを作成し講座などで配布を行った。 ③障害福祉サービスにおける就労継続支援を活用し、個々の特性に応じた労働に対する支援を行っている
成果	①広報紙へ啓発記事の掲載、市ホームページへ障害者差別解消のための合理的配慮の事例の掲載等を行った。 ②講座への手話通訳者派遣について積極的に協力することで、講座開催の増加につながっており、講座を受講した児童・学生らの障害者理解・障害者交流につながった。 ③障害福祉サービスの就労継続支援による作業労働を通じて、工賃収入を得ることが出来るとともに、障害者自身のやりがいや生きがいづくりに繋がっている。

3 課題及び今後の方針

課題	手話通訳者の派遣について、派遣要請に応じていただける稼働可能な手話通訳者の確保に努めているが、高齢化が進んでおり、年齢の若い手話通訳者の確保が課題である。
今後の方針	①広報紙への継続した記事掲載、定期的な市ホームページの掲載内容の見直しを行い、市民への更なる啓発・周知につなげる。 ②講座への手話通訳者派遣について引き続き積極的に協力する。 ③引き続き、障害福祉サービスによる就労支援を希望される方に対しての支援を実施。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	やすらぎ対策課	評 価
小項目	(3) 高齢者の人権について	ページ	128	4

1 事業の概要

高齢者が大切にされ、認知症などにより判断能力が低下しても本人の意思や権利が守られるような仕組みづくりや、安心していきいきと生活が送れるよう地域全体で高齢者を支え合う環境づくりを進めます。また、高齢者の持っている豊かな知識や経験等を生かし、社会を支える重要な一員として、雇用も含めた様々な社会活動に参加できるような機会づくりの促進に努めます。

2 取組及びその成果

取組	● 高齢者の権利擁護事業を実施し、相談支援や本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進、高齢者虐待や消費者被害の防止等に努めた。 ● 認知症になっても地域でその人らしく生活ができることを支援していくための、認知症初期集中支援チームによる早期の医療開始や必要な支援につなげる仕組みづくり、市民に認知症の正しい理解と対応方法の周知を図る認知症サポーター養成講座の開催、万が一所在がわからなくなった時の見守りや発見システムとしての見守りサポートシステムの普及等に取り組んだ。 ● 様々な地域で実施している介護予防事業において、高齢者の持っている知識や経験を生かした社会参加できるような機会を確保した。
成果	● 認知症初期集中支援チームの対象者への集中的な個別支援と医療機関や支援機関への引継ぎを行うことで、早期に適切な支援が受けられた。 ● 認知症サポーター養成講座では、市内で519人のサポーターが新しく誕生し、地域のさりげない見守りとサポートができる体制ができた。 ● 高齢者自身の主体的な活動が地域で展開された。

3 課題及び今後の方針

課題	● 各種事業とも限られた予算の中で、高齢者にとって、より効果的、実践的、魅力的な内容であるよう常に検証していく必要がある。 ● 地域全体で高齢者を支える仕組みができつつあるが、高齢化が進み人口が少ない地域においても十分な見守りや支援ができてようすすめていく。 ● 高齢者自身が社会を支える一員として、雇用を含めた社会活動に参加できるまでは至っていない。
今後の方針	今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいをもって自立した生活を継続できるよう支援していきたい。高齢者本人の意思が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができる見守りや支援体制の整備を、現在の事業を継続することによりさらに進めていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第5節 福祉を支えるひとづくり			
項 目	6. 男女共同参画の推進	担当課	男女共同参画推進室	評 価
小項目		ページ	128	4

1 事業の概要

性別に関わりなく、互いの人権を尊重し、男女がそれぞれの能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

2 取組及びその成果

取組	●男女共同参画連絡会や男女共同参画推進員等と連携して講座等を行った。（7回開催で、うち1月予定が1回、2月予定が2回） ●平日午前9時から正午まで、女性の様々な悩みに女性相談員が電話で応じる「女性電話相談」を実施した。 ●「男女共同参画週間（6月23日～29日）」や「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」にあわせて、ホームページやSNS、街頭啓発等で広く周知を行った。
成果	●講座等では、参加者に男女共同参画に関する理解を深めてもらうことができた。また、新たな参加者層を増やすため、子育て推進課との共催講座を企画したところ、他の講座と比べ、子育て世代の参加が多くなった。 ●女性電話相談については、相談者の様々な悩みをともに受け止め、気持ちの整理のお手伝いをし、問題解決の一步を踏み出すための支援を行った。 ●「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に田辺駅前やオークワパビリオンシティで行った街頭啓発では、多くの市民の方に直接声かけをすることにより、様々な反応を感じることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	●男女共同参画に関する講座については、今もなお残っている性別による固定的な役割分担意識を見直し、一人ひとりが自らの問題としてとらえ、身近なところから男女共同参画の実現に向けた意識づくりができるようなテーマを模索している。 ●女性電話相談について、より広く周知することが課題である。
今後の方針	●講座等の情報発信はホームページやSNSを利用し、幅広い年代の方に周知する。また、講座のテーマとしては参加者が身近に男女共同参画について考えられるような内容について検討していく。 ●女性電話相談について、男女共同参画センター広報紙「ゆう」への掲載やSNSでの情報発信などで周知を行う。今後も、悩みを抱える相談者に寄り添いながら、必要に応じて関係の機関との連携を行う。 ●街頭啓発については、直接声かけをして男女共同参画について知ってもらう機会でもあるので、引き続き行っていく。 ●今後も「第3次田辺市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第6節 福祉のまちづくりの展開			
項 目	1. ユニバーサルデザイン化の推進	担当課	障害福祉室	評 価
小項目		ページ	129	4

1 事業の概要

障害のある住民のみならず、全ての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進します。

2 取組及びその成果

取組	平成20年3月に「田辺市バリアフリー基本構想」を策定。 田辺市新庁舎建設や紀南文化会館の大規模改修について、様々な障害特性の視点からの意見を取り入れるため、身体障害者連盟の会員の方々を中心とし、様々な障害をお持ちの方々から直接的な意見を聴取する機会を作り、施設建設・整備において当事者の方々の意見を反映することができた。
	また、今後の公共施設整備におけるユニバーサルデザイン化推進のため、新庁舎完成後、建築課が主催する「みんなにやさしい田辺市公共施設検討会議」において、障害者当事者が実際に利用することで分かる様々な「気づき」を聴取・検討するための協力を行った。
成果	新庁舎の建設に当たり、障害者当事者から様々な障害特性の視点からのユニバーサルデザインを提案をすることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	バリアフリー法施行以前に建設、建築された構造物には、いまだ多くのバリア（障壁）が残っている。
今後の方針	引続き、建築課が主催する「みんなにやさしい田辺市公共施設検討会議」等への協力を行う

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第6節 福祉のまちづくりの展開			
項 目	1. ユニバーサルデザイン化の推進	担当課	建築課	評 価
小項目		ページ	129	4

1 事業の概要

障害のある住民のみならず、全ての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進します。

2 取組及びその成果

取組 成果	●新庁舎新築に伴い、「田辺市みんなにやさしい田辺市公共施設検討会議」を開催。実際の現場で、身体障害者連盟の役員の皆さんと意見交換を行った。 - また、オンラインフォーム「田辺市みんなにやさしいまちづくりフォーム」を作成して、ホームページやYouTubeで広報を行った。 ●紀南文化会館改修において、ユニバーサルデザインについて、身体障害者連盟の方々等から意見聴取した。
	●新庁舎はユニバーサルデザインに最大限配慮した建物であったが、詳細な部分について、様々なご意見を頂いた。そのご意見に対して、予算措置が不要なものについては、即時に対応を行った。 ●オンラインフォームで市民の意見を聞きとりやすい環境を構築できた。 ●紀南文化会館の抱える問題を顕在化させ、設計へ最大限反映することが可能となった。

3 課題及び今後の方針

課 題	●建物及び外構における様々なバリアが、健常者からは見えない潜在ニーズとして存在していると推察される。 ●建築技術職員が減少して、ハードへの理解が乏しいため、適切な対応がとられていないケースが散見される。
今 後 の 方 針	●デジタルツイン技術を駆使して、潜在的なバリアを顕在化して、課題の抽出に努め、そのバリアの見える化を行い、施策へ正確に反映させていく。 ●ハードへのリテラシーを高めるため、庁内オープンデータとしている、建築図面等、360度カメラの普及に努める。また、引き続き、デジタルツインの浸透を図る。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第6節 福祉のまちづくりの展開			
項 目	2. インクルーシブな社会の実現に向けて	担当課	障害福祉室	評 価
小項目		ページ	129	3

1 事業の概要

地域の人々のつながりを大切にした福祉のまちづくりを推進し、インクルーシブな社会（障害の有無、年齢、性別、人種などで差別されることなく、対等な社会のメンバーとして承認し、それぞれに社会的な役割を担い合うような社会）を目指します。

2 取組及びその成果

取組	①障害者差別解消法の啓発の広報を行った。 ②社協の「福祉教育・ボランティア学習出張講座」への手話通訳派遣や、手話普及啓発講座を田辺市障害者協会へ委託し、聴覚障害や手話についての理解促進を行った。 ③自閉症協会へ障害者理解促進研修・啓発事業を委託し、今年度は学習障害をテーマとした講演会を開催した。 ④12月の障害者週間では、身体障害者連盟とともに街頭啓発等を行った。
成果	取組内容はインクルーシブな社会の推進という目的ではなく、障害者差別解消法の啓発推進や、手話・障害者理解推進が目的であるが、その取組が結果として一役を担っていると思われる。

3 課題及び今後の方針

課題	インクルーシブの対象となるのは高齢者、子ども、障害者、病人、外国人、男女など幅広い ため、これを市として取り組むためには障害福祉だけの取り組みでは不十分である。
今後の方針	障害者差別解消法の普及啓発や障害に対する理解促進への取組を継続する。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	1. 要配慮者支援体制の整備	担当課	福祉課	評 価
小項目		ページ	131	4

1 事業の概要

要配慮者に対する支援が適切になされるよう、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新などの支援体制づくりを推進します。

2 取組及びその成果

取組	●災害への事前の備えとして避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「名簿等」という。）を作成し、避難支援等関係者に提供した。 ●避難支援等関係者は、この名簿等を活用して、要支援者への避難支援や要支援者の安否確認等を行う。
成果	避難行動要支援者4,945名のうち、2,921名分の名簿を避難支援等関係者に提供した。 ※名簿等の提供には、避難行動要支援者本人の同意が必要である。

3 課題及び今後の方針

課題	避難支援等関係者へ名簿等を提供していない避難行動要支援者については、災害時における避難支援等の対応に遅れが生じることから、人的被害が拡大するおそれがある。
今後の方針	●名簿等の更新を年1回行う。 ●名簿等を避難支援等関係者に提供することについて同意していない避難行動要支援者に対して同意を呼びかける。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	1. 要配慮者支援体制の整備	担当課	防災まちづくり課	評 価
小項目		ページ	131	4

1 事業の概要

要配慮者に対する支援が適切になされるよう、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新などの支援体制づくりを推進します。

2 取組及びその成果

取組	●災害への事前の備えとして避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「名簿等」という。）を作成し、避難支援等関係者に提供する。 ●避難支援等関係者は、この名簿等を活用して、要支援者への避難支援や要支援者の安否確認等を行う。
成果	●名簿等を自主防災組織及び自治会等へ提供した。

3 課題及び今後の方針

課題	避難支援等関係者へ名簿等を提供していない避難行動要支援者については、災害時における避難支援等の対応に遅れが生じることから、人的被害が拡大するおそれがある。
今後の方針	●名簿等の更新を年1回行う。 ●名簿等を避難支援等関係者に提供することについて同意していない避難行動要支援者に対して同意を呼びかける。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	2. 防災啓発活動の推進	担当課	防災まちづくり課	評 価
小項目		ページ	131	4

1 事業の概要

津波避難マップや土砂災害・洪水ハザードマップ等による啓発のほか、各自治会等における防災の取組を促進します。

2 取組及びその成果

取組	●自治会や学校、各種団体等から防災学習会の依頼があり、その中で、津波、土砂災害、洪水の各種ハザードマップ等による災害の危険性の説明や、自助・共助の重要性、日頃からの備え等について啓発した。 ●自主防災組織が実施した資機材の整備や防災訓練、津波避難路維持管理等に対して、自主防災組織育成事業等補助金を支給するなど、活動を支援した。
成果	●防災学習会の実施：48件 ●自主防災組織育成事業等補助金（資機材整備・防災訓練・津波避難路維持管理等の各事業）：計30件

3 課題及び今後の方針

課題	●自治会、自主防災組織によって取組に温度差がある。自治会が自主防災組織の母体となっているが、地域住民の減少や高齢化のほか、自治会への加入率の低下により自治会自体の活動が困難となっている地域がある。
今後の方針	普段からの挨拶や声かけ等のほか、地域で行われる行事等を通じたコミュニケーションづくりなど、平常時から取り組むべき自助、共助、避難行動要支援者対策の必要性について、防災学習会や自主防災会連絡協議会総会、市主催の訓練など様々な機会を捉えて啓発し、働きかけを行う。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	3. 防災訓練の実施	担当課	防災まちづくり課	評 価
小項目		ページ	132	3

1 事業の概要

田辺市、社会福祉協議会が毎年行っている訓練のほか、情報伝達訓練、要支援者の参加、夜間での実施など、実践に即した避難支援・搬送訓練を実施します。

2 取組及びその成果

取組	●令和6年度の田辺市防災訓練はB地区を対象として実施した。沿岸部では津波避難訓練、山間部では安否確認訓練等を行い、その後各体験訓練会場で炊出し訓練やパーテーション設置訓練、消火訓練等を実施した。 ●自主防災組織においても、避難行動夜間避難訓練や情報伝達訓練、安否確認訓練など地域住民が主体となった独自の訓練が実施された。
成果	田辺市防災訓練では、自主防災組織が中心となり、リヤカーや車いすなどを用いた避難行動要支援者の避難支援に取り組む地区もあり、近隣の避難行動要支援者の安否確認や避難の呼びかけをし、ともに避難をする訓練が実施される等、少しずつではあるが、避難支援体制が構築されてきている。

3 課題及び今後の方針

課題	地域住民の高齢化等により、地域での支援体制を構築することが難しい状況になっている。沿岸部、河川流域及び山間部等それぞれの地域において警戒すべき災害の種別に違いがあり、それぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者の支援を含めた訓練等を全市的に発展させる必要があるが、避難行動要支援者自身も訓練に積極的に参加してもらえるよう普段から地域との相互理解を深めておくことが必要である。
今後の方針	防災訓練は行政主導で行われることが多いが、災害時には住民の自発的な避難等が重要であることから、防災学習会等の機会を捉え防災意識の普及啓発に努めるとともに、避難訓練や避難所運営訓練などにおいて、地域の実情に応じた避難行動要支援者への支援等を含めより実践的な訓練に取り組む。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	3. 防災訓練の実施	担当課	社会福祉協議会	評 価
小項目		ページ	132	4

1 事業の概要

田辺市、社会福祉協議会が毎年行っている訓練のほか、情報伝達訓練、要支援者の参加、夜間での実施など、実践に即した避難支援・搬送訓練を実施します。

2 取組及びその成果

取組	●災害時に備えた体制の強化 ①平常時の声かけや見守り活動の実施 ②緊急連絡カードの配布 ③自主防災組織運営事業助成金の交付 ●防災啓発活動の推進、防災訓練の実施 ①西牟婁災害対応訓練事業の実施 ②広域・同時多発災害対応訓練への参加【紀中】 ●災害時の要配慮者支援 ①地域における避難行動要支援者の把握 ②災害ボランティアの確保 ③自主防災組織との連携や情報交換
成果	●災害時に備えて体制を強化するため、声かけや見守り活動、緊急連絡カードの配布を行うことで「顔の見える」関係づくりに努めた。 ●広域・同時多発災害対応訓練に参加することにより、広域にわたる関係機関との連携を図ることができた。 ●災害時の避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、避難支援等関係者と情報共有を図ることができた。

3 課題及び今後の方針

課題	災害ボランティアセンターの設置・運営等について、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の作成が必要である。
今後の方針	●防災と福祉が強い関係性を持っていることから、防災と福祉を結びつけた取組が多くの地域で実施されるように、引き続き先進的な取組の紹介や、立ち上げ支援、活動の支援を行っていく。 ●「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を作成していく。

第4次地域福祉計画 取組状況

方 策	第7節 地域を基盤とした防災活動の推進			
項 目	4. 災害対策	担当課	防災まちづくり課	評 価
小項目		ページ	132	4

1 事業の概要

大規模な災害が発生した場合、要支援者だけでなく多くの市民が被災することが見込まれるため、隣近所の住民と協力した避難体制を築けるよう努めます。

2 取組及びその成果

取組	●避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を自主防災組織等へ提供することで、地域において要支援者を把握し、日頃から地域住民間の協力体制の必要性を認識してもらっている。 ●市や自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習会、小中学校での防災教育等により、地域住民間の協力した避難体制を構築する必要性について周知・啓発した。 ●情報伝達手段の多重化を図るため、防災行政無線の整備、戸別受信機の希望世帯への無償貸与、登録制メールやSNS等で迅速かつ的確な情報伝達に取り組み、スマートフォン等への登録について推進した。 ●地震対策として、家具転倒防止金具取付事業、ブロック塀等耐震対策事業、木造住宅の耐震化に係る補助事業などを実施した。
成果	●防災訓練や防災学習会、学校での防災教育などを通じ、幅広い年齢層に防災意識の高揚を図ることができた。 ●ブロック塀等耐震対策事業については、令和4年度から令和6年度までを重点取組期間として補助制度を拡充しており、令和6年度においても申請件数は多かった。

3 課題及び今後の方針

課題	地域住民の高齢化等により、地域での支援体制を構築することが難しい状況になっている地域がある。
今後の方針	自助として、住宅の耐震化や家具の固定等各家庭での防災対策を図り、次に共助として、隣近所や地域で協力し避難体制を構築することの重要性を啓発していく。特に高齢者や障害者等の見守りや避難支援について、防災訓練や防災学習会、さらには学校での防災教育などのあらゆる機会を通じ、積極的に普及啓発に努め、地域住民相互の支援体制の構築を図る取組を進める。